

# 川西市環境基本計画

川 西 市

## はじめに

北摂の美しい山並みに包まれ、市域を縦貫する猪名川の清流と共に育まれてきたわたしたちのまち川西市は、兵庫県の東端に位置し、大阪、神戸の2大都市圏の住宅都市として発展を続けて参りました。

一方、近年の生活様式の変化は、さまざまな分野での環境負荷の増大をもたらし、今や環境問題は、本市はもとより、世界共通の喫緊課題として、その対応が求められております。

本市におきましても、これまでから、取り組むべき環境施策のあり方について検討を行い、市民、事業者、市それぞれの役割を明らかにし、協働するための基本理念を確立していくため、地域で感じられている環境の課題やそれぞれの取り組みをお聞きしながら、平成18年7月に川西市環境基本条例を施行することができました。そして、環境基本条例に基づき、私たちの取り組みの考え方と方向性や枠組みを示す、環境基本計画について検討を進め、再度、市民の皆様を感じておられる課題や望まれる川西の環境のあり方などのご意見をお聞きしながら、ここに、川西市環境基本計画を策定いたしました。

この環境基本計画は、今後の本市にける環境施策の基本指針となるものであり、環境の保全と創造、そして私たちの生活と経済の健全な発展が調和した持続可能な社会の構築をめざすものであります。今後、市は環境関連施策の推進に努めるとともに、市民、事業者の皆様と協働して、環境配慮指針という、緩やかな枠組みの中で、地域でのさまざまな取り組みの支援などを進めていこうと考えております。

環境基本計画に盛り込まれた目標像の実現は、市だけが取り組むものではなく、市民、事業者の皆様と協働して、あるいは、皆様自身がそれぞれに取り組みを進めてこそ実現への一歩を着実なものにすることができます。今ある川西市の環境、そして、次世代へ伝えていく、住みよい、地球環境に優しい川西市の実現に向けて努力を続けて参ります。皆様方の積極的なご参加とご支援をお願いいたします。

最後になりましたが、この計画の策定に当たり、ご尽力を賜りました環境審議会委員、貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様方に心から感謝申し上げます。

平成19年4月

川西市長

大塩民生

## 目 次

第1章 環境基本計画とは.....	2
1 環境基本計画の意義.....	2
2 環境問題の動向と計画の対象範囲.....	2
3 計画の位置づけ.....	3
4 計画の期間.....	4
5 計画の構成.....	4
第2章 環境の現況と市民意識の課題.....	6
1 川西市の地勢.....	6
2 川西市総合計画における環境の位置づけ.....	7
3 川西市の環境行政の経緯.....	8
4 市民や事業者、市民団体の環境に関する意識調査.....	11
5 環境の課題.....	14
第3章 基本理念・環境目標像・基本方針.....	18
1 基本理念.....	18
2 川西市の環境目標像.....	20
3 取り組みの基本方針.....	21
第4章 環境を良くしていくための取り組み.....	24
1 環境施策と環境配慮指針.....	24
2 環境への取り組みの体系.....	26
(1) 自然環境.....	28
(2) 生活環境.....	32
(3) 歴史的・文化的環境.....	38
(4) 地球環境.....	42
第5章 計画の推進.....	48
1 環境施策の進行管理.....	48
2 環境配慮指針の進行管理.....	52
3 自発的な取り組みの推進.....	53
4 全市的な体制の整備.....	56
第6章 資料編.....	57
1 環境基本条例答申書.....	59
2 環境基本条例.....	71
3 事業者・農家・環境グループアンケート調査.....	83
4 環境審議会委員名簿.....	90

## 第1章 環境基本計画とは

# 第1章 環境基本計画とは

## 1 環境基本計画の意義

私たちのまち川西市は、猪名川や一庫大路次川の清流と、多様な生き物の生息する豊かな自然に囲まれた歴史と伝統のあるまちです。古くは弥生時代にさかのぼる歴史を有し、中世には清和源氏が興隆し、江戸時代には里山から逸品の一庫炭が全国に出荷され、今日では、緑豊かな住宅都市として、また、都市近郊農業地として、発展しています。

しかし、高度経済成長期に入り、生活を取り巻く環境が大きく変容しました。そして、生活環境の変遷に対しては、さまざまな取り組みがなされ、その改善と整備に努めてきました。

また、近年になって、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済活動に伴うライフスタイルの変容が地球温暖化などの新たな環境問題をもたらし、人類の生存環境をおびやかす問題として注目されることとなりました。

いまこそ、私たちは、市、市民及び事業者が共に英知と総力を結集し、先人たちが伝えてきた、里山・猪名川水系を中心とする多様な生物の棲む自然環境を再生し、生活環境を育み、人びとが豊かさを実感し、快適な都市生活を享受できる、市民中心の環境共生都市を創出していかなければなりません。

環境基本条例に基づき、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ体系的に推進するための計画(以下「環境基本計画」)を策定します。

## 2 環境問題の動向と計画の対象範囲

私たちの生活環境は、1960年代の高度経済成長期に、産業経済活動から発生するさまざまな公害に悩まされ、大きな社会問題となりました。そこで、公害対策基本法などの公害関連法体系が整備されました。また、自然環境保全法制定などの自然環境保護での取り組みがなされ、一定の成果が現れてきました。

しかし、大量生産、大量消費、大量廃棄社会の到来によるライフスタイルの変容は、大気汚染や水質汚濁、廃棄物の量の増大をもたらし、私たちの日常生活や通常の事業活動による環境への負荷が大きなものとなってきました。そして、このことは、私たち自身が加害者であり、同時に被害者でもあるという、新たな環境問題を生じてきています。また、フロンによるオゾン層の破壊や地球温暖化など、地球規模での環境汚染も明らかになってきており、将来世代の生活環境にも悪影響をもたらすおそれが生じています。

一方、1992年、ブラジルのリオ・デ・ジャネイロで行われた「環境と開発に関する国連会議(地球サミット)」で持続可能な開発にむけた課題「アジェンダ21」が採択されました。そして、その課題と解決策の多くが地域に根ざしていることから、地方公共団体及び市民・地域団体・民間企業の参加協力による、地域での取り組みの計画が必要であるとされています。

この決議を受けて、国では、環境基本法、環境基本計画が策定され、将来世代にも良好な環境を

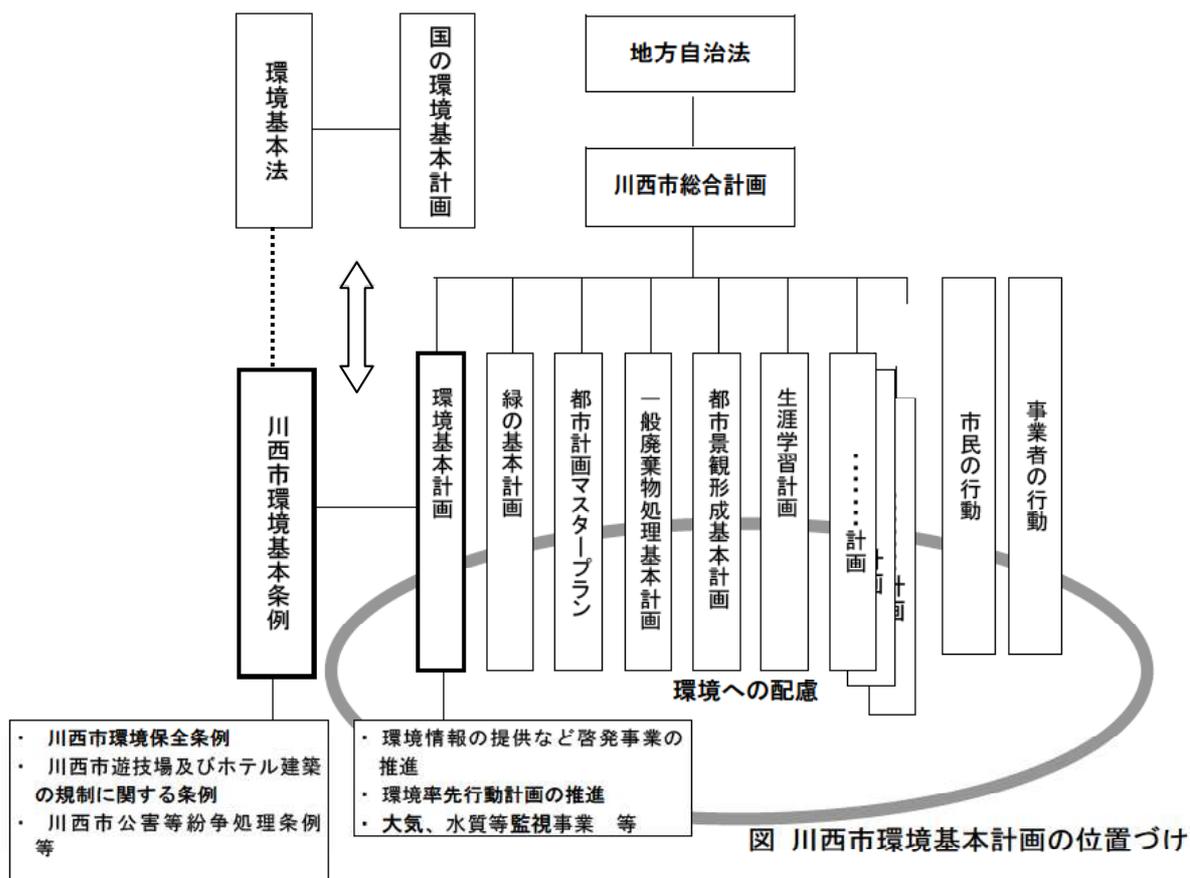
引き継いでいくための施策がはじまり、地球温暖化対策の推進に関する法律、循環型社会形成推進基本法など、多くの関連法が整備されました。

このことから、各地方自治体においても、環境への負荷の少ない、持続的な発展が可能な社会の構築が求められています。したがって、環境基本計画の対象分野も広く捉えて次の通りとします。

表 環境基本計画で対象とする環境の分野

環境の分野	対象
自然環境	緑化、水辺、動植物の生息環境等
生活環境	公害、アメニティ、都市景観、環境美化、循環型社会形成等
歴史的・文化的環境	歴史資源、文化的資源、環境に係る教育的取り組み等
地球環境	地球温暖化、オゾン層破壊、有害物質の拡散、酸性雨、エネルギー枯渇等

### 3 計画の位置づけ



環境基本条例-環境基本計画の仕組みは、川西市総合計画の環境の柱をより詳細なものにするとともに、総合計画に基づく各行政計画を環境の視点から横断的に関連づけるものと位置づけられます。

## 4 計画の期間

環境基本計画の計画期間は、平成19年度(2007年度)から平成28年度(2016年度)とします。  
ただし、社会経済情勢の変化等により、必要に応じて見直しを行うものとします。

## 5 計画の構成

環境基本計画の構成(大綱)は、環境基本条例の規定するところにより、

- 基本理念
- 環境目標像・取り組みの基本方針
- 基本方針に基づく施策体系及び配慮指針
- 自発的な取り組みの推進
- 計画の進行管理(マネジメント)

とします。

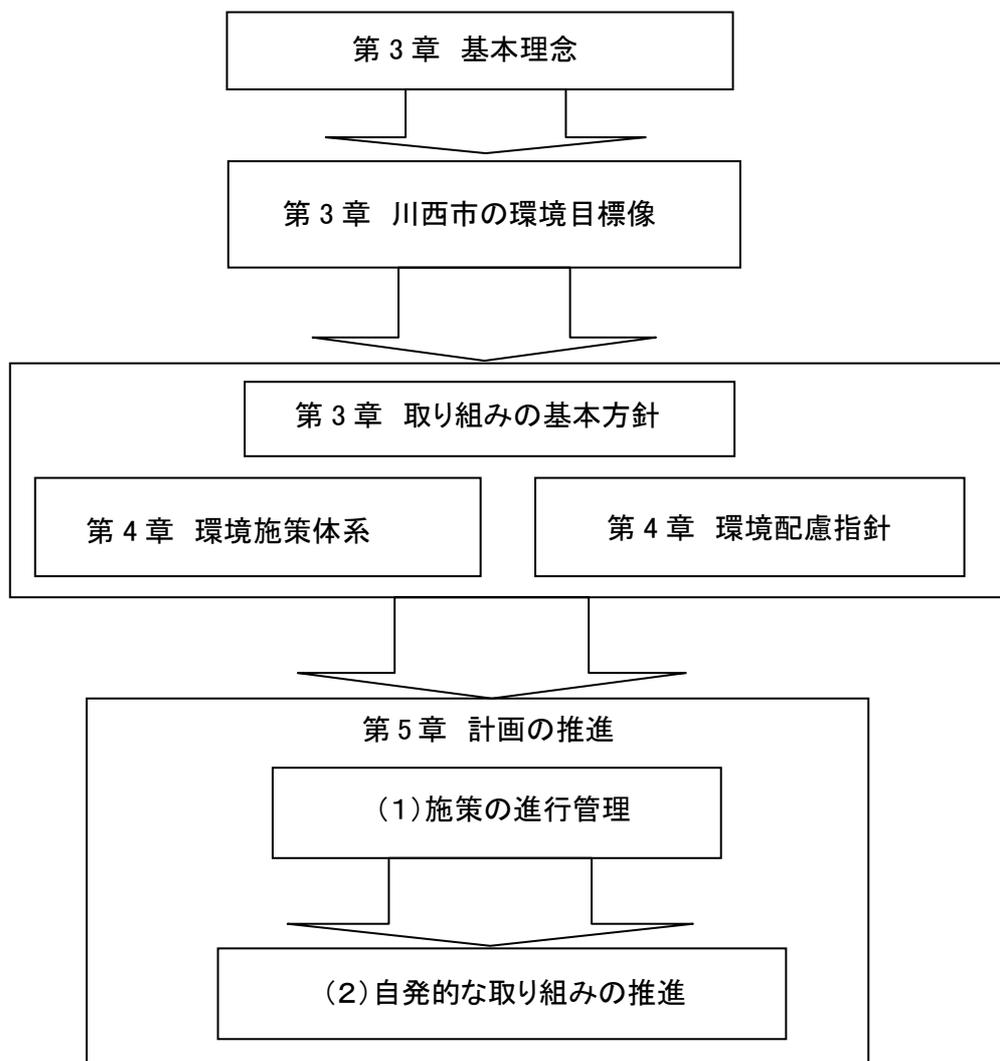


図 川西市環境基本計画の構成

## 第2章 環境の現況と市民意識の課題

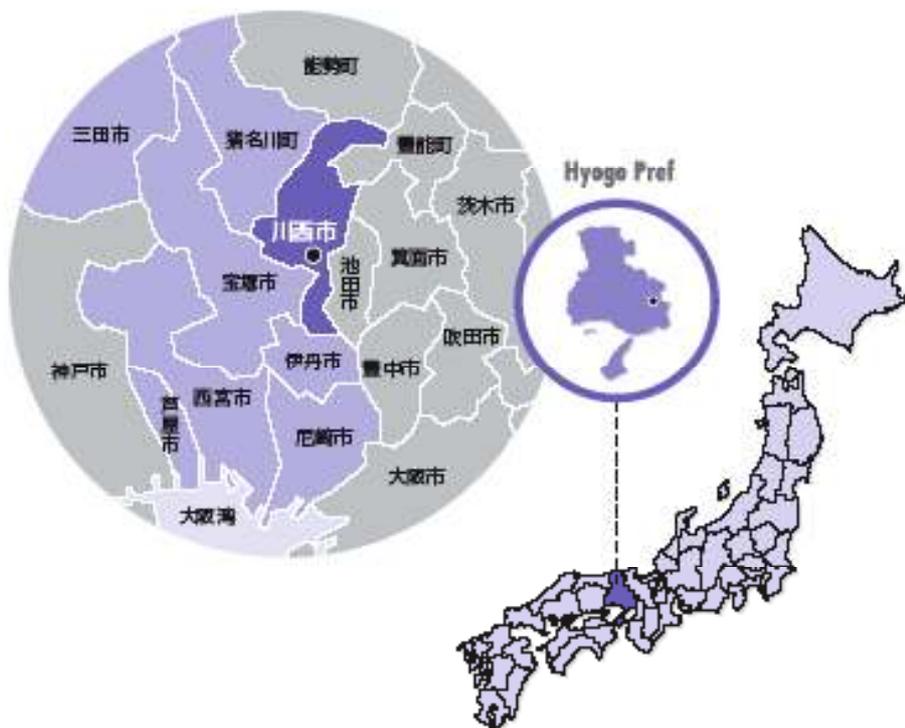
## 第2章 環境の現況と市民意識の課題

### 1 川西市の地勢

本市は、兵庫県の南東部に位置し、兵庫県の伊丹市、宝塚市、猪名川町、大阪府の池田市、箕面市、豊能町、能勢町の4市3町に接しています。市役所からの直線距離は、大阪都心まで約16km、神戸まで約27kmに位置する大都市近郊型の都市です。

市域は、面積が53.44平方kmで、有馬一高槻構造線から南側の地域は、猪名川右岸に発達する段丘面と猪名川沿いの低地(沖積平野)から、北側の地域は、多田・山下の二つの盆地とそれを取り巻く丘陵からなっています。また、一庫付近から北側の地域は山岳地形を形成し、標高662mの妙見山をはじめ、400m以上の標高を持つ山が分布しています。

図 川西市の位置



## 2 川西市総合計画における環境の位置づけ

### ■まちづくりの基本姿勢

平成15年(2003年)に策定された第4次川西市総合計画「川西こころ街計画2012」においても、自然環境を大切にして次代に伝えていくことを重要なまちづくりの基本姿勢としています。

### ■総合計画における環境の位置づけ

#### ○環境を大切に、暮らしを見つめることのできるまちをめざそう

緑豊かな山、猪名川に代表される清流、私たちのまち川西は自然環境豊かなまちです。私たちは、こうした大切な資産を次代に伝えるためにも、自らの暮らしや行いを見つめ直し、環境に配慮したまちづくりを進めていきます。

総合計画では、めざすまちの方向が分野別に示されています。環境まちづくりの方向として、環境共生都市という分野が示されています。他の分野にも本計画に関連するものが示されています。

#### 総合計画における施策体系の一部

分野	小分野
1. 健康福祉都市	健康、児童福祉 など
2. 教育文化都市	学校教育、地域教育、生涯学習、文化 など
3. 環境共生都市	環境保全、省資源・リサイクル、環境衛生、公園・緑地、上水道、下水道
4. 快適安全都市	都市計画、市街地整備、交通体系、住宅、交通安全、消費生活 など
5. 産業活力都市	産業、観光 など
6. 自治体経営	共感・共生のまちづくり、協働とパートナーシップのまちづくり など

### 川西市のもつポテンシャル

#### ○豊かな自然

私たちのまち川西は、大都市近郊に位置し、人口も16万人を超える都市となりましたが、南部段丘崖緑地や大規模住宅団地周辺の緑、一庫ダム周辺の山並みや豊かな水をたたえる知明湖の一带など、緑や水といった自然的資源に恵まれたまちです。

とりわけ、本市を南北に縦貫する一級河川猪名川は、猪名川町の山岳地帯に源を發し、田尻川、一庫大路次川、塩川、芋生川、最明寺川等を合流して大阪湾に注いでおり、多くの市民に愛されるシンボルとなっています。



コニヤク橋より上流

こうした環境を活かしたイチジク生産なども特色のひとつとなっています。

#### ○特色ある産業活動

私たちのまち川西は、イチジク「榊井ドーフィン」の名産地で、日本一おいしいと高い評価を得ています。そのイチジクを活用したイチジクワインやいちじく茶をはじめ、桃や栗、一庫炭など多くの特産品を有しています。

また、大都市近郊という立地を生かし、サービスやファッション関連の店舗が多く、大規模小売り店舗の比率も高くなっています。



一庫町の「けま」(真立一庫山内)

### 3 川西市の環境行政の経緯

川西市は、昭和29年(1954年)に川西町、多田村、東谷村が合併して誕生しました。

市内を縦断する猪名川と一庫大路次川の清流と多様な生き物の生息する豊かな自然に囲まれたまちとして、古くは弥生時代にさかのぼる歴史を有しています。そして、中世には清和源氏の発祥の地となり、江戸時代には周りの里山から有名な一庫炭が全国に出荷されていました。明治の近代産業の勃興とともに、大阪や神戸に勤める人たちの住宅地として、また、都市近郊農業地としてゆるやかに発展してきました。

しかし、昭和40年代に市域中部を中心として行われた大規模住宅団地開発による爆発的な人口の増加は、急激な都市化現象によるさまざまな問題をもたらし、生活を取り巻く環境を大きく変容させました。また、南部地域では、大阪国際空港を離発着する航空機の騒音が大きな問題となりました。

川西市では、そうした生活環境の変容に対して、昭和42年(1967年)に「住宅地造成事業に関する指導要綱」を施行し、昭和48年(1973年)に「川西市環境保全条例」を、また、昭和62年には「川西市自転車等の駐車秩序に関する条例」を、平成4年(1992年)には「川西市遊技場及びホテルの建築に関する条例」を制定するなど、さまざまな取り組みを行い、まだまだ課題は抱えているものの、生活環境の改善と整備に努めてきました。

また、地球環境問題に対する国、県の動きを受けて、市では、平成12年(2000年)に「川西市環境率先行動計画」を策定し、資源循環、エネルギー削減など環境負荷を減らす取り組みを先行させました。平成14年(2002年)には「緑の基本計画」を策定し、そして、平成15年(2003年)に「第4次総合計画」を策定しました。

新しい総合計画では、「わがまちと実感できる夢現都市」をめざすべき都市像として、川西市の誇るべき環境資産である緑豊かな山、猪名川に代表される清流の保全を目指し、まちづくりの基本姿勢のひとつに「環境を大切にし、暮らしを見つめることのできるまちをめざそう」が加えられました。先人たちから伝えられた豊かな自然にめぐまれた環境を大切にするとともに、次代に伝えていく「環境共生都市」づくりが大きな目標の一つになっています。

平成17年2月には、地球温暖化対策の始めの一步となる京都議定書が発効し、国際的な公約の実現に向けて、国・地方自治体ともども責任を果たしていくことが必要になっています。

川西市においても、市、市民、事業者の協働の元に、身近でできることからグローバルな地球環境問題に貢献できる取り組みを進めていかなければなりません。

表 川西市の環境行政の経緯

年代	川西市	国	世界
明治			
明治44年		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鉱毒、排水、排ガス被害の拡大に対して工場法制定</li> </ul>	
昭和29年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 川西町、多田村、東谷村合併により川西市誕生</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有機塩素化合物の生産開始(DDT、BHC等)</li> </ul>
昭和39年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大阪空港ジェット機就航、航空機騒音問題化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公害が社会問題化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 石油消費量の急速な増加</li> </ul>
昭和40年代	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大規模住宅団地開発、人口の急増</li> </ul>		
昭和42年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住宅地造成事業に関する指導要綱施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公害対策基本法他公害関連法成立</li> <li>・ 大量生産、大量消費、大量廃棄社会の到来</li> </ul>	
昭和46年 昭和47年 昭和48年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 川西市環境保全条例制定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境庁発足</li> <li>・ 自然環境保全法制定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第1回国連環境会議(ストックホルム)</li> </ul>
昭和50年			
昭和62年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 川西市自転車の駐車秩序に関する条例制定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地球規模の環境問題が顕在化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定フロン規制</li> </ul>
平成4年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 川西市遊技場及びホテルの建築に関する条例制定</li> </ul>		
平成5年 平成6年 平成9年 平成10年		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境基本法制定</li> <li>・ 環境基本計画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開発と環境に関する国連会議(リオ・デ・ジャネイロの地球サミット)</li> <li>・ 京都でのCOP3(第3回気候変動条約締結国会議:京都議定書合意)</li> </ul>
平成12年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 川西市環境率先行動計画策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地球温暖化対策推進関連法制定</li> </ul>	
平成14年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緑の基本計画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新環境基本計画</li> <li>・ 循環型社会形成基本法等制定</li> </ul>	
平成15年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第4次総合計画策定「環境共生都市をめざす」</li> </ul>		
平成17年 平成18年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境基本条例制定</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 京都議定書発効</li> </ul>

川西市では、昭和63年の都市景観形成基本計画以来多くの環境関連計画が策定されてきました。環境基本計画はこれらの諸計画を体系的に結びつけるものとして位置づけられます。

表 環境関連計画の策定経過

計画	策定年	内容
川西市都市景観形成基本計画	昭和 63 年 3 月	多様な要素や主体の関わる問題である都市景観をより良好な川西らしいものにしていくために、方針や計画、展開方向を定めた計画です。
都市計画マスタープラン	平成 9 年 5 月	市民参加のもとに、地域ごとの将来のあるべき姿、道路・公園等の公共施設の計画、地域ごとの整備、共有の身近な都市空間を重視したまちづくりの先導的な役割を果たす計画です。
環境率先行動計画	平成 12 年 2 月	事業者・消費者としての市が、地球温暖化等の地球規模での環境問題に対応する施策を具現化するため、環境負荷低減に向けた取り組みを行うとともに、温室効果ガスの削減にむけた取り組みを行う計画です。
中心市街地活性化基本計画	平成 13 年 3 月	市の中心となる市街地において、新しい時代に対応した良好な市街地形成や商業などの発展を図り、都市の魅力を創造して、居住性の向上や永続的な発展を目指すために作られた計画です。
文化推進計画 「新世紀かわにし夢計画」	平成 13 年 4 月	市の持つ文化的特性を活かしたまちづくりや、人と人、人と都市、人と自然との関わりの中で、こころの豊かさを感じることでできる生活実現に向けて、文化的視点にたったまちづくりを進めるための計画です。
緑の基本計画	平成 14 年 3 月	緑地の保全および緑化の推進に関する基本計画で、緑の減少に歯止めをかけ、ゆとりやうるおいのある街を実現していくための計画です。
産業ビジョン	平成 15 年 3 月	厳しい経済環境の中で、地域の発展、市民生活の豊かさを求め、産業の進行方向を戦略的に示すことを目的として、産業・事業の育成、人材の活用、インフラ整備などの方策を示しています。
川西市総合計画 「川西こころ街計画 2012」	平成 15 年 4 月	市の将来像やそれを実現するための基本施策を明らかにしたもので、まちづくり、行財政運営、他の行政機関等との相互調整の指針となる計画です。
川西市生涯学習計画	平成 15 年 4 月	「人々が生涯のあらゆる場面で、いつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価されるような学習」のできる社会に向けて、推進および支援のあり方を定めた計画です。
一般廃棄物処理基本計画	平成 15 年 7 月	資源消費の抑制と環境負荷の低減を目的とする循環型社会形成に向けて、廃棄物行政を見直し、長期的な観点から立てられた廃棄物処理計画です。
川西市交通バリアフリー重点整備地区基本構想	平成 16 年 8 月	通称「交通バリアフリー法」にもとづき、主要駅を中心とした地域の、ひとにやさしいまちづくりの基本的な考え方、重点整備地区、事業などを定めたもの。
川西市分別収集計画	平成17年 7 月	容器リサイクル法に基づき、容器包装の分別収集や減量化の方策を明確にし、今後の取り組むべき方針を示したものです。

## 4 市民や事業者、市民団体の環境に関する意識調査

環境基本条例および環境基本計画策定にむけ、市民や事業者、市民団体などの意見を反映するために、次のような取り組みを行いました。

### (1) 地区環境市民会議(平成 16 年度実施)

環境基本条例および環境基本計画策定にむけ、地域ごとの環境に対する意識、課題を直接の意見として把握し、条例や計画の目標、理念、施策体系の策定に資するために実施しました。

### ○地区環境市民会議で紹介された良いところ、伸ばしたいこと

#### 生活環境

・ 緑を残し生活を便利にしているのは理想的な環境だ。
・ 塩川を中心に駅前でもホテルが飛び交う、憩いの場所となっている。
・ 清和台のシンボルは桜並木
・ 岩根山のすそ野に広がったところで大変美しい棚田も残っている。他にはない良いところだ。
・ 古くからのまちで、住宅だけでなく商業施設もありバランスがとれている。

#### 自然環境

・ 若い頃空気の良さや緑の多さに惹かれてこのまちに来た。
・ 自然の残るまちを大切にしたい。
・ 舎羅林山が近くにあり山の恵みに感謝している。
・ 私の子どもは自然豊かなまちで暮らすことができ良かった。
・ 美しい声で鳴く野鳥（イカル）がいる。
・ 芋生川があり、ホテルもいる。セキレイも庭に飛んでくる。環境が良いことが生き物からわかる。
・ 空気の良さや緑の多さには満足している。
・ 発生する毛虫対策として、できるだけ農薬を使わない対策をとってくれるのはうれしい。

#### 歴史・文化環境

・ 山登りなどの昔の子どもたちのような自然体験ができる素晴らしい教育環境だ。
・ 山下辺りの棚田のある風景を潰してはいけない。
・ 川西の里山が日本一というのは良い。
・ 加茂小学校区は歴史の古いまちである。
・ 多田神社は川西市のシンボルとなっている。
・ 猪名川や多田神社には観光客や参拝客が多く来ている。

(2)事業者意識調査(平成 17 年度実施)

市内事業者の環境問題への関心や意識、取り組み状況を把握し、計画策定に資するため、川西市商工会の協力を得て事業者意識調査を実施しました。

事業者はすでに地球温暖化防止や資源循環型社会づくりに向けての取り組みや、検討を進めたりしています。

図 事業所の取り組んでいる地球温暖化防止の取り組み

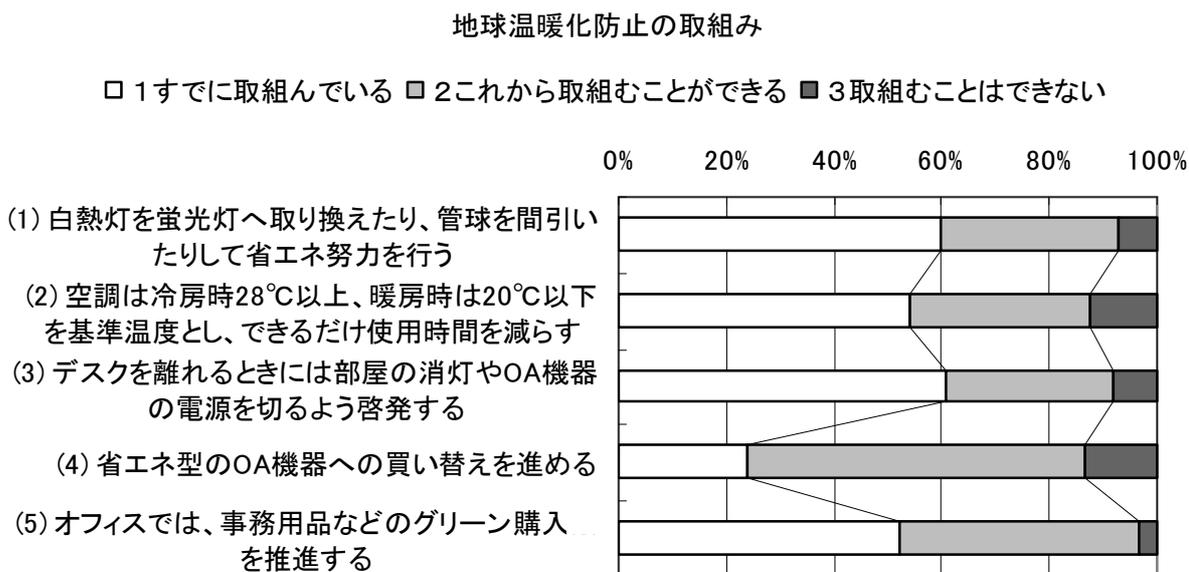
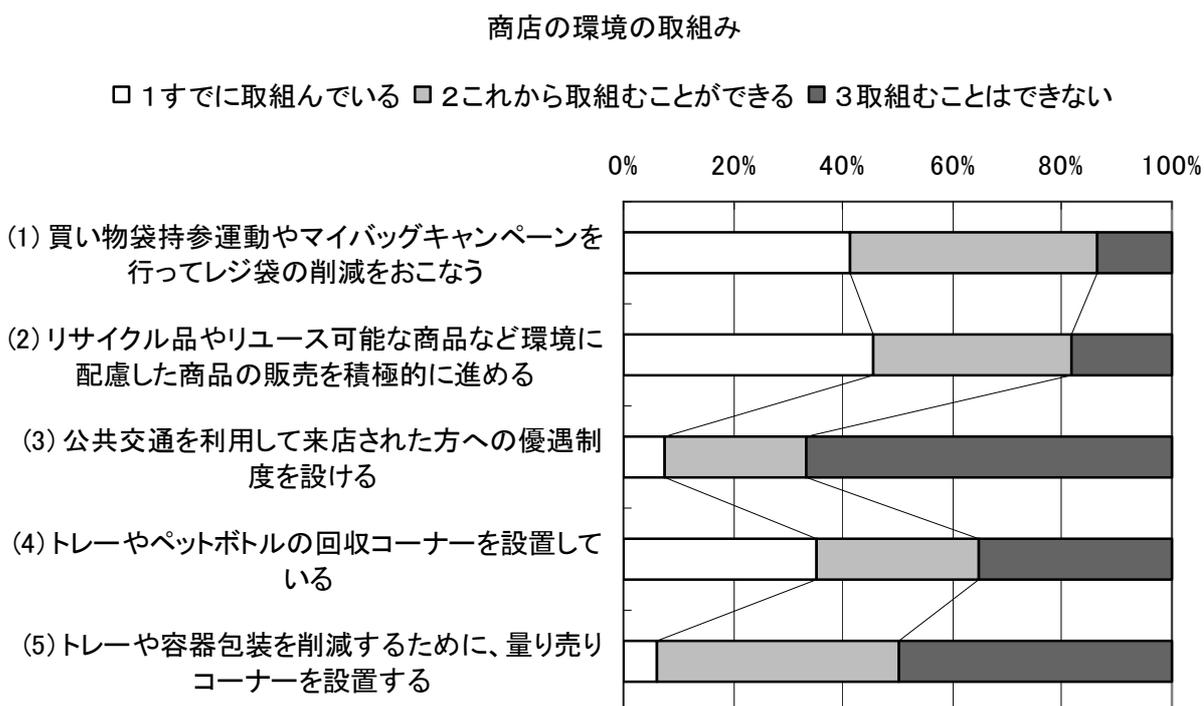


図 商店の取り組んでいる環境の取り組み

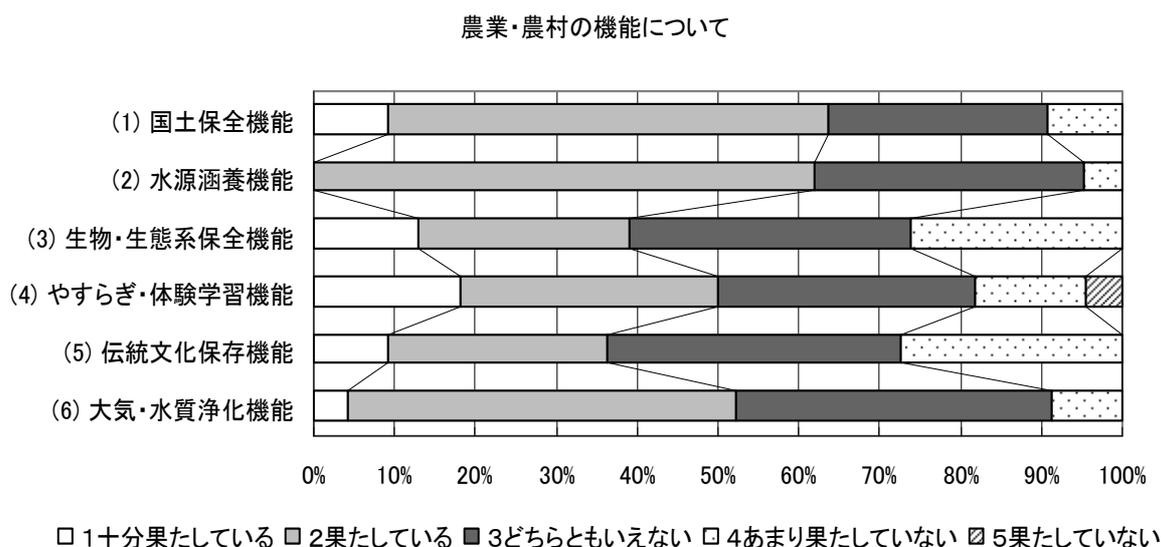


### (3) 農家意識調査(平成 17 年度実施)

市内の農家が、農業を取り巻く環境問題にどのような関心を持っておられるか、意識、取り組み状況を把握し、計画策定に資するため、農業協同組合や生産組合などの協力を得て農家意識調査を実施しました。

国土保全や水循環、大気・水質浄化など、農業が環境問題に貢献しているという回答が5割から6割ありました。

図 農家は農業・農村の役割をどのように考えているか



### (4) 環境活動グループへのアンケート調査(平成 17 年度実施)

川西市におけるさまざまな環境活動を行っているグループへのアンケート調査を行い、環境基本条例・環境基本計画策定に配慮すべきことを調査しました。

優れた川西の環境を守るために市の取り組むことや市民が取り組まなければならないことが多く出されました。

#### ○優れた川西の環境を守るために必要なこと

- ・ 住民の積極的な取り組みが必要だから住民への啓発を
- ・ 行政が開発をやめること
- ・ 里山の手入れを行うことのできるシステムをつくること
- ・ 川を汚さないこと、山を保全すること
- ・ 猪名川や里山など現地で学ぶ企画が必要
- ・ 生活スタイルを変えていくよう意識改革を行うこと
- ・ 市のホームページに環境のページをつくること
- ・ 猪名川で河川公園を整備し地元で管理を委託すること

## 5 環境の課題

地区環境市民会議、事業所アンケート調査、農家アンケート調査、環境活動グループアンケート調査から次のような課題項目があげられます。すべてが環境問題に関係している項目や内容とはいえませんが、川西市民の基本的な課題意識を表すものとしてあげておきます。

### (1)自然環境

生活環境への課題の基礎として、川西の自然環境への課題意識が多くありました。

#### ①河川改修

- ・河川改修による景観の変化や多様な生物生息環境の喪失を防ぐこと

#### ②自然環境保護

- ・山を崩した大規模開発をこれ以上進めないこと
- ・里山の保全を担う仕組みづくり

#### ③動植物

- ・ホタル、アユなど市民に親しまれている生物や身近な生物の減少を防ぐこと
- ・害獣の被害への対策



## (2)生活環境

もっとも関心が高く、課題項目や市への要望も多くあった項目です。

### ①アメニティ

- ・川の土手の舗装など、快適環境への整備

### ②利便性

- ・狭い道路の改善
- ・高齢者の外出を促進するようバス交通の改善
- ・坂が多いまちであるため、高齢者負担の軽減
- ・乗り換え改善などの交通利便性の向上

### ③安全

- ・交通量増加による交通事故発生予防対策
- ・南部地区住民への総合病院へのアクセスの向上
- ・暗い住宅街の安全性の向上

### ④防災

- ・猪名川の川沿い地区での治水
- ・高齢者の多い地区での避難対策
- ・陸の孤島という地区もあり、災害時や犯罪への即応体制の整備

### ⑤開発問題

- ・開発に景観や環境などへの配慮が必要
- ・開発時に地元で計画が伝わる仕組みの整備
- ・生活環境と対立する準工業地域での住宅開発のあり方

### ⑥環境美化

- ・猪名川沿いの県道などの不法投棄への対策

### ⑦公害

- ・鉛水道管の交換促進
- ・県道の騒音問題が課題
- ・南部地域は空港の騒音問題

### ⑧高齢化対応

- ・高齢化向けの多目的広場や施設の整備
- ・段差が多い道路の改善

## (3)歴史的・文化的環境

歴史をもっと大切にすることやマナーの向上の必要性が指摘され、まちづくりにむけての課題となっています。

### ①環境学習

- ・ごみ処理の実際を市民に伝えること

- ・全市あげて学校での環境学習の促進
- ・実物での自然環境学習の必要性

②マナー

- ・ごみの出し方や犬の飼い方などの生活マナーの向上

③まちづくり

- ・「川西」の知名度の向上
- ・まちでの人々のふれあいを高めていくこと
- ・源氏発祥の地である歴史を活かす環境の整備

#### (4)地球環境

事業者は積極的な取り組みを始めているが、市民はまだ全体に課題意識が少なく、市が積極的に意識啓発活動をしていかなければならない項目となります。

①資源循環

- ・ごみを減らす取り組みに市民も協力すべき
- ・リサイクルセンターなどのシステムづくりが必要

②地球温暖化問題

- ・市民の関心を高めていくこと
- ・ISO取得企業などの環境情報の収集・活用を行うこと

### 第3章 基本理念・環境目標像・基本方針

## 第3章 基本理念・環境目標像・基本方針

### 1 基本理念

川西市民が、将来にわたっても健全で豊かな自然環境、生活環境、歴史的・文化的環境、地球環境を享受できるようにしていくために、今ある環境を守り育てていくとともに、積極的により豊かな環境になるように整えていく努力が必要です。市、市民及び事業者がそれぞれの立場を尊重し、できることから取り組んでいく協働での取り組みが求められています。

また、猪名川や里山などの良好な自然環境、住宅都市としてのアメニティ、源氏発祥の地としての歴史や文化について、川西市民が愛着と誇りを感じ、これらを保全・育成し、将来世代へ良好な環境として継承することが、大きな課題です。

したがって、地球環境の保全に向けて一人ひとりの取り組みや協働の取り組みが求められているため、また、市民の大切にしたい川西市特有の自然、生活、歴史文化環境を保全・育成するために、川西の環境の保全と創造に関する基本理念を次のものとします。

#### (1) 協働での取り組み

環境の保全と創造に関する取り組みは、市、市民及び事業者など、構成するすべての主体の参画と協働のもとに推進されるべきこと。

#### (2) 自然環境への配慮

猪名川や北部山間地域を含む多様な生態系及び自然環境に配慮し、人と自然との共生を図るべきこと。

#### (3) 良好な生活環境の確保と継承

すべての市民が健康で文化的な生活を営むことができる静かでやさしく、暮らしやすい良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくべきこと。

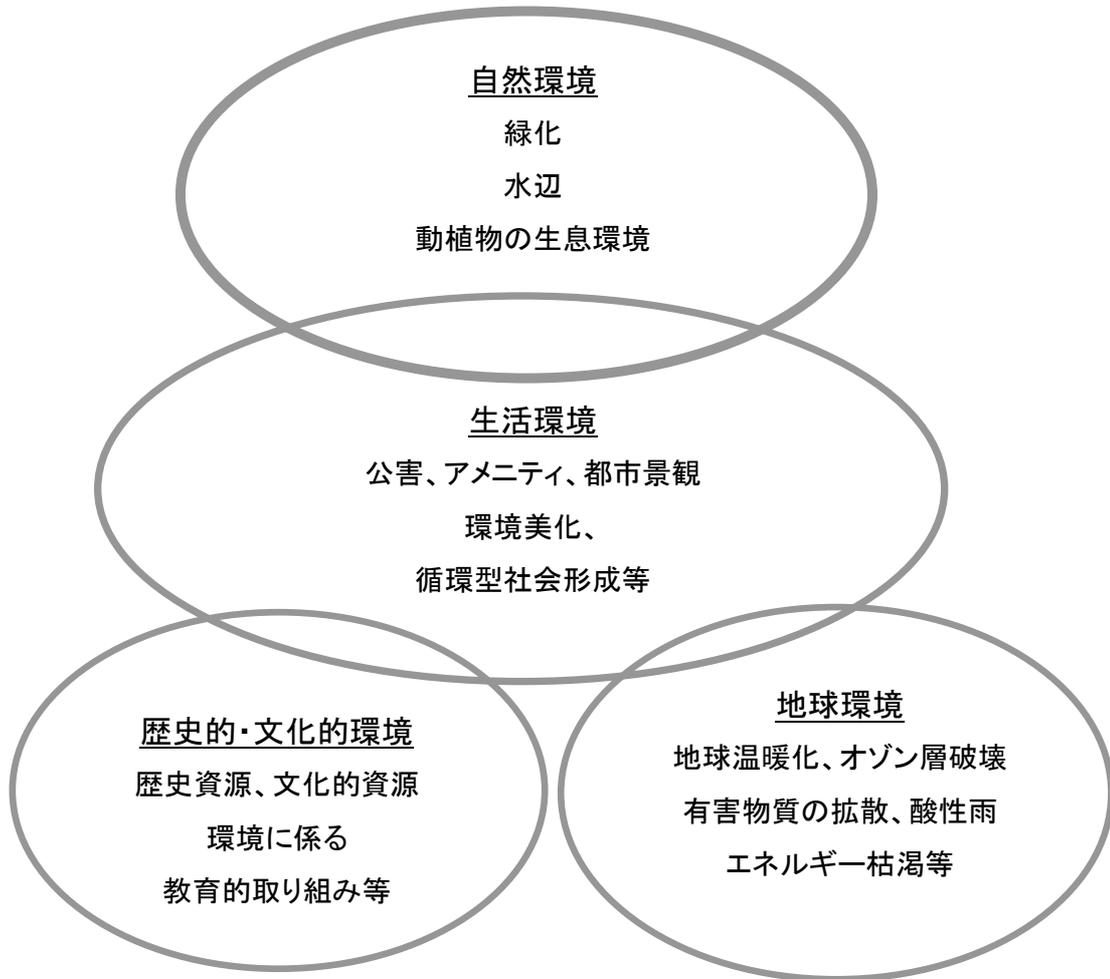
#### (4) 歴史・文化の継承

地域における歴史的・文化的環境の保全に配慮し、次世代へ継承すべきこと。

#### (5) 地球環境の保全

環境資源の適正な管理及び循環的な利用を図ることにより、環境への負荷の少ない持続的に発展することが可能な社会の実現をめざし、もって地球環境の保全に貢献すべきこと。

図 環境基本計画で対象とする環境の分野



## 2 川西市の環境目標像

基本理念を受けて、私たちは、

「先人たちが伝えてきた、里山・猪名川水系を中心とする多様な生物の棲む自然環境を再生し、生活環境を育み、人びとが豊かさを実感し、快適な都市生活を享受できる、市民中心の環境共生都市」

をめざします。

そして、環境共生都市の実現に向けて、私たちは、「恵まれた川西市固有の自然と歴史的文化的風土を活かし、より環境負荷の少ない、循環を基調とした、人と自然が共生した発展が可能なまちを創出し、将来の世代へと引き継いでいく」必要があります。

この実現に向けて、私たち川西市民がみんなで取り組んでいく4つの環境目標像を設けました。

その中でも「清流猪名川の再生」を重点的取り組みとします。

### ■川西市の環境目標像

#### (1)自然環境

##### “猪名川を中心に命の循環する自然環境を守り育てるまち”

市の中心部を南北に流れる猪名川と周囲の山々からの流れ込む水は、多くの動植物や人々の暮らしを育んできました。自然の生き物たちとともに生きる豊かでやさしい自然環境をみんなで守り育てていけるまちにしましょう。

#### (2)生活環境

##### “静かでやさしく、暮らしやすいまち”

市民の健康で豊かな生活を阻害する公害問題を解消し、静かでやさしく、人々が安心して暮らしていくことのできる美しいまちをみんなで協力してつくっていくまちにしましょう。

#### (3)歴史的・文化的環境

##### “太古の昔から編み続けられる歴史・文化環境を継承するまち”

歴史や文化は、まちのアイデンティティ。源氏発祥の地、日本一の里山、近郊住宅都市、いろいろな場所に残る歴史・文化を大切に、また、活用を図っていけるまちにしましょう。

#### (4)地球環境

##### “将来世代の環境を守るためにできることから取り組むまち”

地球温暖化、オゾン層破壊、有害物質の拡散、酸性雨、資源やエネルギーの枯渇等、将来世代の環境を損なう地球規模での問題に、身近なことからひとつひとつ取り組んでいけるまちにしましょう。

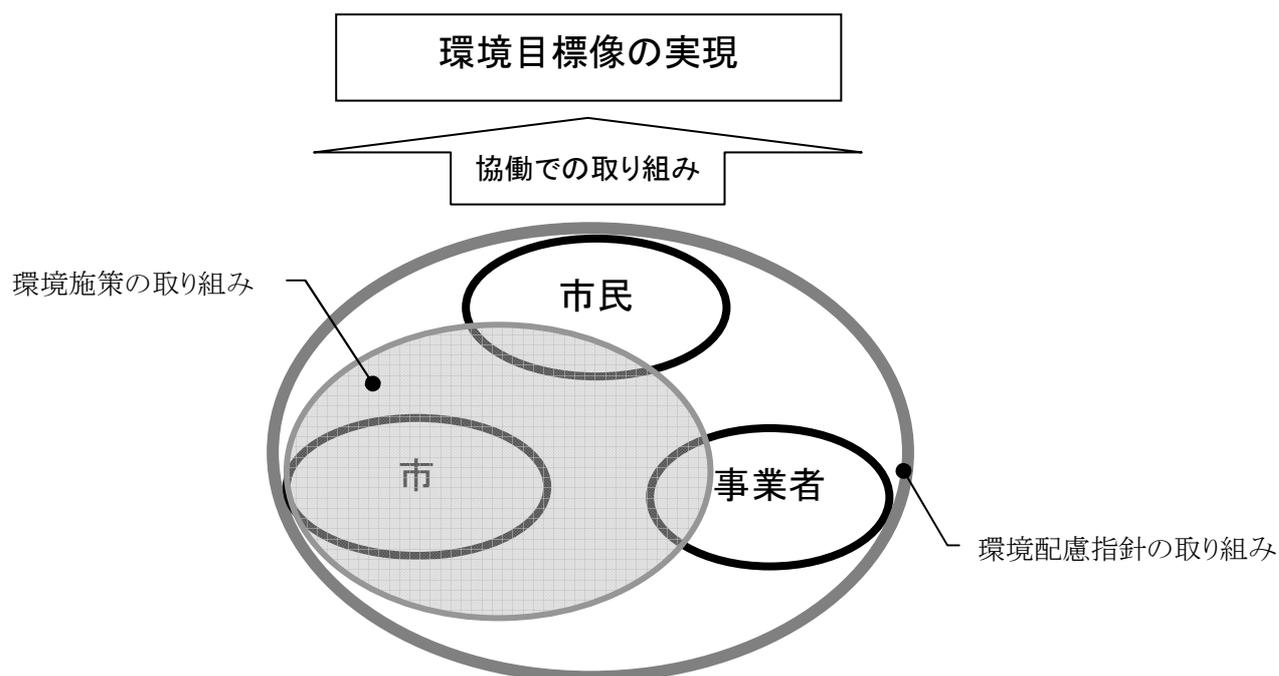


図 環境目標像の実現にむけた取り組みのあり方

### 3 取り組みの基本方針

環境目標像に示す取り組みがほんとうに実行されているまちにしていくためには、市だけが、施策として取り組むのではなく、市民及び事業者がみずからの問題として日常的に環境の保全へ取り組んでいる姿勢や努力が欠かせません。

環境への取り組みは、ひろく市・市民・事業者の連携・協力体制のもとに進めていきます。

環境施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次の事項を基本的な方針として、施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ体系的に進めます。

- (1) 河川、森林などの自然環境を適正に保全し、人と自然との共生を図ること。
- (2) 公害を防ぎ、大気、水、土壌などを良好な状態に保持することにより、良好な生活環境を保全すること。
- (3) 地域の特性を活かした良好な都市景観の形成、歴史的文化的環境の保全と活用などにより、快適な都市環境を創造すること。
- (4) 廃棄物の発生・エネルギーの消費を抑制し、環境の保全と創造を図ることにより、地球環境の保全を推進すること。



## 第4章 環境を良くしていくための取り組み

## 第4章 環境を良くしていくための取り組み

### —市が中心となって進める環境施策とみんなで取り組む環境配慮指針—

#### 1 環境施策と環境配慮指針

環境を良くしていくための取り組みとして、市を中心として、市民や事業者の協力を得ながら取り組んでいく市の環境施策があります。第2章にまとめたように、これまでも環境問題に関係する多くの条例や計画がつくられそれに基づく施策が実行されてきました。

本計画は、これらの環境に関連した施策を総合的体系的に整理し、計画的に進行管理する道筋を示すものになります。本計画の施策体系に基づいて、既存の計画や施策の内容を見直したり、取り組みを強めたりしていくなどの検討作業が求められます。本計画は、そうした検討にあたっての基本的な考え方、施策のあり方を示すものとなります。

一方で、今日の環境問題は幅広い課題をかかえ、これまでのように市だけが取り組んでいるのでは成果を挙げることのできない問題が多くなっています。

たとえば、今最も大きな問題となっている地球温暖化は、私たちの経済活動や生活から排出される二酸化炭素などの地球温暖化効果ガスが原因となっています。地球温暖化効果ガスの多くは二酸化炭素で、石炭や石油などの化石燃料によるエネルギーの大量消費が原因です。

#### 資料 2004年度(平成16年度)の温室効果ガス排出速報値

##### 温室効果ガスの総排出量

2004年度の温室効果ガスの総排出量(各温室効果ガスの排出量に地球温暖化係数を乗じ、それらを合算したものは、13億2,900万トン(二酸化炭素換算)であり、京都議定書の規定による基準年(1990年。ただし、HFCs、PFCs及びSF<sub>6</sub>については1995年)の総排出量(12億3,700万トン)を7.4%上回っている。

出典:2005年(平成17年)10月 環境省

2005年(平成17年)に発効した京都議定書で日本は温室効果ガスの排出量を1990年(平成2年)に比べて6%削減することを約束しました。しかし、現在は逆に排出量が増加し、京都議定書の約束を果たすためには、2004年からみれば排出量を1割以上も削減する必要がでてきています。

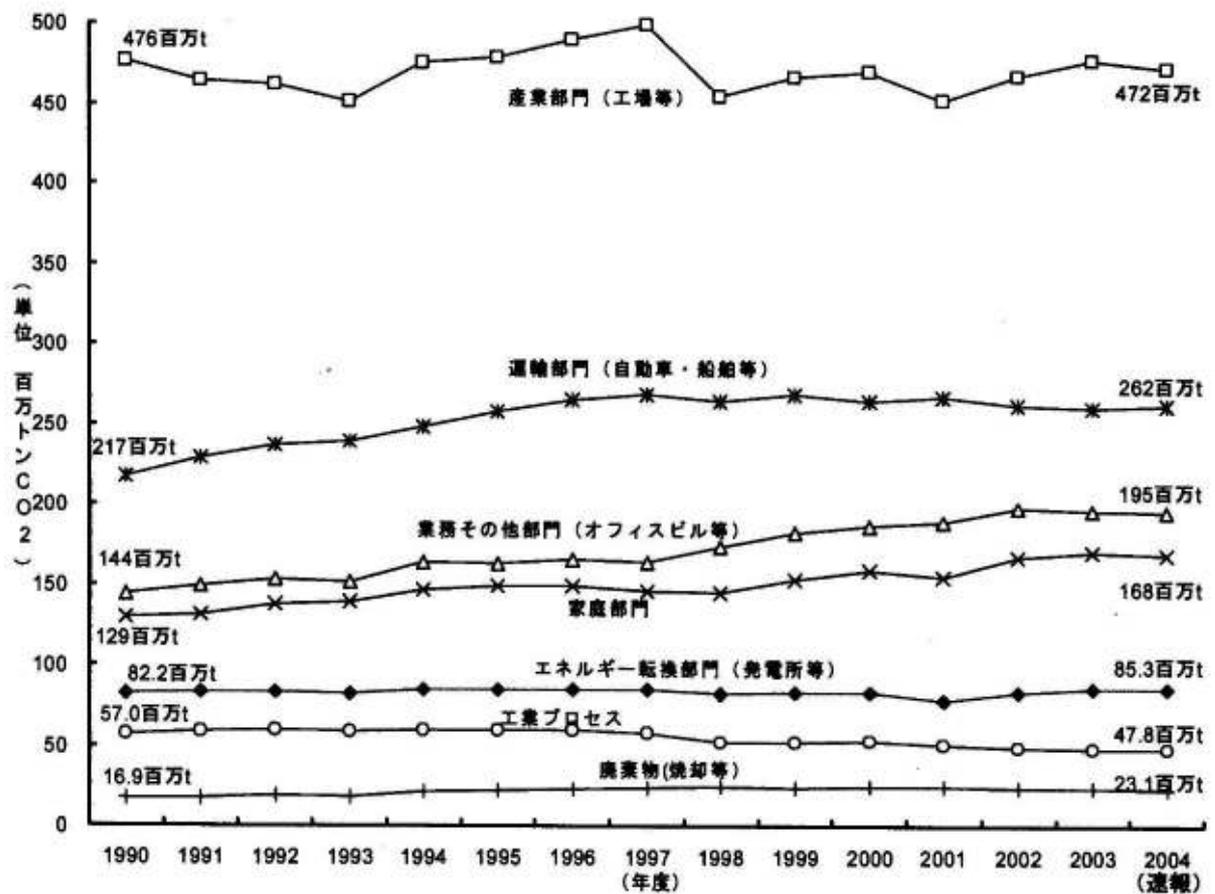
なかでも、家庭部門やオフィスビル、自動車などの排出量の増加が大きいと、京都議定書の約束を果たすことができるか心配されています。

家庭やオフィスの冷暖房、自動車燃料のガソリンや軽油の使用量を減らしていくためには、エネルギーをたくさん消費する生活を見直したり、自動車の利用回数を減らしたり、燃料の使用量の少ない経済運転に心がけたりしていくことが必要になってきます。

こうした、市民や事業者の自発的な取り組みによって、良好な環境を再生させ、将来のために維持・継続していく必要があります。しかし、このような市民の日常的な生活や産業活動にかかわる取り組みは、市の一方的な規制や誘導によるのではなく、市、事業者、市民それぞれが協力し合って取り組むことが、実現への第一歩となるのです。

環境基本計画では、市の直接的実施や規制・誘導によらずに、市、市民や事業者に自発的に取り組んで頂きたい項目を環境配慮指針としました。指針に述べられている事項については、市が行う環境以外の計画や施策の実行にあたっては配慮していくものとします。

図 各部門別二酸化炭素排出量の推移



出典:2005年(平成17年)10月 環境省

## 2 環境への取り組みの体系

### 市が中心となって進める環境施策

#### (1) 自然環境

- ◆ 自然に親しみ、学ぼう
  - ・学校や幼稚園、保育所で、自然に親しむ学習を進めます
  - ・自然観察会や野鳥観察会などの活動を広めます
- ◆ 猪名川を中心とする生態系の保全に向けて、多様な生物の生息環境を守り、再生させよう
  - ・生物の生息環境に配慮したまちづくりを進めます
  - ・動植物の育つ環境の再生に取り組みます
- ◆ 自然環境を守りそだてる仕組みづくりを行おう
  - ・里地・里山の環境保全活動を進めます
  - ・農林業の振興を進めます

#### (2) 生活環境

- ◆ きれいで静かなまちをつくろう
  - ・環境美化活動を推進します
  - ・交通マナーを守るまちづくりを進めます
- ◆ 安全で安心して暮らせるまちをつくろう
  - ・公害のないまちをつくります
  - ・化学物質による影響の少ないまちをつくります
  - ・公共交通の利用を促進します
- ◆ 豊かさを実感できる快適な都市環境をつくろう
  - ・都市景観形成を推進します
  - ・水や緑の豊かな市街地整備を進めます

#### (3) 歴史的・文化的環境

- ◆ 川西市の歴史や文化を再発見しよう
  - ・歴史・文化資産の調査研究を進めます
  - ・歴史・文化資産の再発見事業を行います
- ◆ 歴史・文化の息吹の感じられるまちにしよう
  - ・歴史・文化資産の保護と活用を進めます
  - ・芸術・文化活動の支援を行います
  - ・都市間交流を進めます

#### (4) 地球環境

- ◆ 省資源・リサイクルに積極的に取り組もう
  - ・省資源の取り組みを進めます
  - ・廃棄物の減量に向けてリユース、リサイクルを促進します
- ◆ 化石エネルギーの消費削減に取り組もう
  - ・省エネルギーを計画的に進めます
  - ・新エネルギーの導入を促進します
- ◆ 地球環境の汚染を防ごう
  - ・ダイオキシンなどの有害化学物質の発生を抑制します
  - ・成層圏オゾン層を守ります

## 市、市民、事業者、みんなで取り組む環境配慮指針

### (1) 自然環境

- ・家庭や職場など生活空間にできるだけ緑を増やす
- ・宅地の造成や建物の建設を行うときは、もとの地形や昔からある樹木を大切にする
- ・里地・里山や猪名川水系を大切にして、多様な生物の生息環境を壊さない
- ・里地・里山環境を守る活動に参加する
- ・できるだけ地元の農産物を食べる

### (2) 生活環境

- ・道路や公園でのポイ捨てをしない
- ・いつでも、どこでも、自分からクリーンアップ作戦を行う
- ・大気汚染を起こす自動車や工場の排出ガスを減らす
- ・農薬や化学物質の安易な使用は行わない
- ・だれもが安心して通ることのできる快適な道を守る
- ・周りの景色や彩りを考えた美しいまちにするよう配慮する

### (3) 歴史的・文化的環境

- ・歴史や伝統、昔の生活の知恵を子どもたちに伝える
- ・歴史や文化を伝えるまちの雰囲気育てる
- ・歴史や文化遺産を大事にする
- ・源氏発祥の地・川西市を全国に発信する

### (4) 地球環境

- ・ごみになるものを売ったり、買ったりしない
- ・リサイクルされた商品やリターナブル容器の商品を使う
- ・電気やガス、ガソリンなどの消費量を削減する
- ・新エネルギーの導入を進める
- ・廃棄物の適正処理を行う
- ・エアコンなどに含まれるフロン処理を適正に行う

## (1) 自然環境

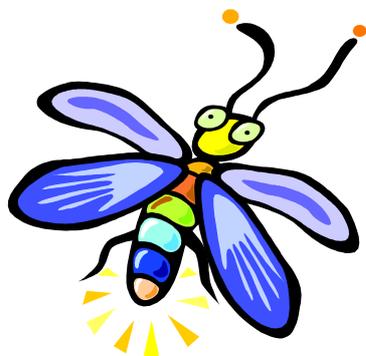
“猪名川を中心に命の循環する自然環境を守り育てるまち”

### ■環境施策体系

- ◆ 自然に親しみ、学ぼう
  - ・学校や幼稚園、保育所で、自然に親しむ学習を進めます
  - ・自然観察会や野鳥観察会などの活動を広めます
- ◆ 猪名川を中心とする生態系の保全に向けて、多様な生物の生息環境を守り、再生させよう
  - ・生物の生息環境に配慮したまちづくりを進めます
  - ・動植物の育つ環境の再生に取り組みます
- ◆ 自然環境を守りそだてる仕組みづくりを行おう
  - ・里地・里山の環境保全活動を進めます
  - ・農林業の振興を進めます

### ■環境配慮指針

- ・家庭や職場など生活空間にできるだけ緑を増やす
- ・宅地の造成や建物の建設を行うときは、もとの地形や昔からある樹木を大切にする
- ・里地・里山や猪名川水系を大切にして、多様な生物の生息環境を壊さない
- ・里地・里山環境を守る活動に参加する
- ・できるだけ地元の農産物を食べる



## 環境施策

### ◆自然に親しみ、学ぼう

自然を大切にすることを育てていくためには、まず自然に親しみ、自然の不思議さを体で感じることから始めていく必要があります。幼児期に自然の中で遊んだ子どもたちは成長してからも自然を大切にすることでしょう。自然に親しみ、学ぶことのできる環境を整え、環境学習を進めます。

#### ・ 学校や幼稚園、保育所で、自然に親しむ学習を進めます

教育の現場では、各教科や総合学習の場で環境に関連した学習も取り込まれ、自然を身近に感じるきっかけづくりや生活と環境を考える機会づくりが進められています。また、幼児期においても自然体験などを通じて環境に対する意識を育てる取り組みも進められています。今後とも、様々な機会をとらえて自然を身近に感じられるような学習環境の整備を進めていきます。

#### ・ 自然観察会や野鳥観察会などの活動を広めます

川西市の豊かな自然を活用した体験活動を行うことによって、生命や自然への畏敬の念を養うとともに、自然と調和して生きていくことの大切さを感じ取れる青少年の育成を図ります。現在、地域の公民館など生涯学習の場で自然観察会などの取り組みが進められるとともに、県ではボランティア団体と協力したリーダー養成講座も開催されています。今後とも、こうした企画との連携と調整を図りながら自然への関心を育成する機会作りを進めます。

---

## 環境配慮指針

### ・ 家庭や職場など生活空間にできるだけ緑を増やす

緑豊かなまちにしていくためには、まず自分からできる身近なところから緑を増やし、楽しみましょう。梅やブドウなど味覚を味わう樹木を植えるのも収穫の楽しみを味わえます。落葉樹を植えれば、冬にはひなたを、夏には日陰を作ってくれます。

### ●自然観察会や清掃活動

- ・ 市民団体や自治会などで、猪名川や周りの里山での自然観察会や清掃活動、会報誌の発行などを行っています。

(地域でお聞きした取り組みを紹介します。)

## 環境施策

### ◆猪名川を中心とする生態系の保全に向けて、多様な生物の生息環境を守り、再生させよう

さまざまな生き物の生息できる環境は、人間にとっても住みやすい環境になります。川西市には猪名川やそこに流入する大小の河川、長い間暮らしを支えてきた緑豊かな里山、そして近代的な住宅地が混在しています。さまざまな環境にさまざまな生き物たちが暮らすまちの環境のあり方をみんなで考え、再生させていきます。

#### ・ 生物の生息環境に配慮したまちづくりを進めます

河川改修や森林、農地の整備では生物の生息環境に配慮した事業となるよう、地元との話し合いによる事業の取り組みが重要です。国・県等とも連携しながら協議の取り組みを進めます。また、森林ボランティア講座を引き続き実施し、多様な生物との共存の場である里山の整備に取り組んでいきます。

また、公共下水道(汚水)の整備を進め、水路、河川などの水質保全に努めます。

#### ・ 動植物の育つ環境の再生に取り組めます

放置されている民有林の森林整備を目指し、森林ボランティア講座の取り組みを進めているところです。こうした活動のリーダーを養成するため、引き続き、講座の実施に取り組んでいきます。また、緑の基本計画の着実な実施に努め、猪名川の水辺環境や南部段丘崖など、生態系の保全の観点から、市民緑地や緑地保全地区などの制度により、住民の協力を得ながら、良好な自然環境の保全に努めていきます。

## 環境配慮指針

### ・ 宅地の造成や建物の建設を行うときは、もとの地形や昔からある樹木を大切にする

長い年月の間慣れ親しんできた自然の地形や老木は、私たちに原風景として安心と落ち着きを与えるだけでなく、その環境の中で多くの動植物が生息しています。必ずしも貴重種でなくても、生き物がいる環境はかけがえのないものです。宅地造成や建設などを行う際にも、生物の生息環境を大きく変えてしまわないか配慮をしましょう。

### ・ 里地・里山や猪名川水系を大切にして、多様な生物の生息環境を壊さない

川西市には猪名川や周囲の里山の清掃活動に励んでいる多くの人たちがいます。兵庫県も住民との話し合いを踏まえてホタルなどの生物の生息環境に配慮した河川改修を行うことに努めています。

ごみの放置や配慮のない開発を進めれば、生物に住みにくい環境に変えていくことになり、人にとっても住みにくい環境に変えていくことになります。

緑の残る里山や猪名川は市民の宝。家族で清掃活動に参加したり、ゴミを捨てないよう心がけたりして気持の良い自然環境にしていきたいと思います。



## 環境施策

### ◆自然環境を守りそだてる仕組みづくりを行おう

川西市の周囲の里地・里山の自然環境は、農業や薪炭業などの経済活動のなかで、多くの人の手が加えられて維持されてきています。下草や落ち葉を堆肥として利用したり、薪炭をつくるために定期的に伐採が行われるなど、美しい里山の維持に努めてきました。また、水田や果樹園の維持のために水系も大事に整備されています。今後も次のような自然環境を守り育てていく新しい仕組みをつくっていくこととします。

#### ・ 里地・里山の環境保全活動を進めます

先に述べたように、緑の基本計画の着実な進捗を図りながら、休耕農地を活用した市民農園の開設や、里地・里山の森林整備に協力する森林ボランティア団体を育成し、放置されている市内の民有林の間伐、下草刈りなどを行うなど、農地の保全に努めます。

#### ・ 農林業の振興を進めます

農業塾の開設や森林ボランティア講座を実施し、農林業技術とマナーを伝えるとともに、リーダーを養成する取り組みを進めます。実施にあたっては、地元農家の協力を得るなど市民参加に努めます。また、安全、安心な農作物の生産に努め、地元で生産された農作物の販売についても、体制の整備を進めます。

---

## 環境配慮指針

#### ・ 里地・里山環境を守る活動に参加する

市民団体や自治会などで、猪名川や周りの里山の自然観察会や清掃活動、会報誌の発行などを行っています。市も市民農園開設支援などを行っています。できるだけこうした活動に参加して、みんなで里山を守っていきましょう。

#### ・ できるだけ地元の農産物を食べる

農林業は身近な自然環境を維持管理することによって成り立っている環境産業です。身近な農地で生産される農産物を食べることで、地域振興に役立つだけでなく、身近な自然環境を守ることに貢献します。また、地元の旬の野菜を食べることで、エネルギーの消費を削減することにつながります。

## (2) 生活環境

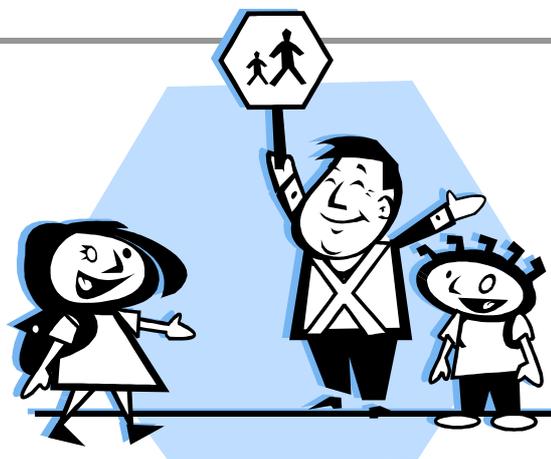
“静かでやさしく、暮らしやすいまち”

### ■環境施策体系

- ◆ きれいで静かなまちをつくろう
  - ・環境美化活動を推進します
  - ・交通マナーを守るまちづくりを進めます
- ◆ 安全で安心して暮らせるまちをつくろう
  - ・公害のないまちをつくります
  - ・化学物質による影響の少ないまちをつくります
  - ・公共交通の利用を促進します
- ◆ 豊かさを実感できる快適な都市環境をつくろう
  - ・都市景観形成を推進します
  - ・水や緑の豊かな市街地整備を進めます

### ■環境配慮指針

- ・道路や公園でのポイ捨てをしない
- ・いつでも、どこでも、自分からクリーンアップ作戦を行う
- ・大気汚染を起こす自動車や工場の排出ガスを減らす
- ・農薬や化学物質の安易な使用は行わない
- ・だれもが安心して通ることのできる快適な道を守る
- ・周りの景色や彩りを考えた美しいまちにするよう配慮する



## 環境施策

### ◆きれいで静かなまちをつくろう

自然に囲まれた住宅都市川西市の課題として、道路沿いの不法投棄、違法(簡易)広告物の掲出や道路公害問題が挙げられています。不法投棄や違法広告物を無くしたり、道路の使用方法のマナーの向上を図ったりして、豊かな環境にふさわしい、きれいで静かなまちになるように進めていきます。

#### ・ 環境美化活動を推進します

道路敷への不法投棄防止のため、パトロールを実施し、不法投棄物の回収・処分に取り組んでいます。また、県管理河川の除草などを受託し、河川周辺の環境保全の取り組みも引き続き進めていきます。また、景観をそこねる違法(簡易)広告物の除却についても市民と連携し、取り組みを行っていきます。

さらに、ロータリークラブ、ボーイスカウト、子ども会、環境衛生推進協議会、企業団体等に広く参加を呼びかけた地域一斉清掃「クリーンアップ大作戦」や自主的な環境美化活動を実践する地域住民との啓発活動の協働実施、推進大会における環境問題の講演会などを継続実施します。

ペット飼育のマナーアップについて、犬のふんの持ち帰りを呼びかける看板の作成・頒布、獣医が主になって行う犬や猫の里親探し、イベントの開催協力や、不要猫の引き取りを進めるなど、ペット問題の改善に努めていきます。

#### ・ 交通マナーを守るまちづくりを進めます

自転車等の不法駐輪や、違法駐車については、駐輪場や駐車場の整備を進めながら、不法駐輪の撤去の取り組みを進めるとともに、違法駐車防止重点地区や自転車等放置禁止区域を指定するなどにより、交通マナーの向上に向けて、啓発などの取り組みを進めます。

## 環境配慮指針

#### ・ 道路や公園でのポイ捨てをしない

旅の恥はかき捨てとばかりにポイと捨てられた空き缶やたばこの吸い殻、いつのまにか無くなるのは誰かが拾っているからです。自分の捨てたごみを他人に始末させるなんてはずかしいことです。親がやれば子どももやります。良い環境を残すために大人が取り組めるはじめの一歩です。



#### ・ いつでも、どこでも、自分からクリーンアップ作戦を行う

家の周りの掃除、マンションの周りの掃除、お店の前の道路の掃除、工場の周囲の溝の掃除など、身の回りのクリーンアップ作戦を始めよう。これも、他人に頼らず自分から始められる、環境を良くしていくための作戦です。

## 環境施策

### ◆安全で安心して暮らせるまちをつくろう

最近問題となっているアスベスト問題やシックハウス問題など、大気汚染、騒音、自動車交通などによる公害問題への監視や対応を行っていきます。また、市役所事業に伴う環境対応を率先して進めていきます。

#### ・公害のないまちをつくります

市の環境率先行動計画に基づき、地球温暖化防止の趣旨からも、公用車や消防自動車について、低公害車の導入を進めるとともに、自転車も活用するなど、車を使用しない取り組みを進めます。

また、阪神高速道路については、阪神高速道路株式会社(旧阪神高速道路公団)、川西市、地元三者において設定された環境保全目標値を上回らないよう、実施している道路周辺の環境監視を継続します。

川西市南部地域における航空機の騒音については、引き続き騒音の測定や飛行コースのばらつき等の監視の取り組みを行っていきます。

事業所については、公害防止の諸法遵守について、県民局との連携を図りながら取り組みを進め、環境保全条例などに基づく指導等を行いながら、住環境の保全に努めます。

#### ・化学物質による影響の少ないまちをつくります

炭酸ガス・照度・照明等、学校園教室内の環境検査やプール施設、給食室の点検・水質検査を進めるとともに、ホルムアルデヒド検査の実施を進めます。また、EM(有用微生物群)の活用などにより、薬品使用をできるだけ少なくするよう配慮します。

市内公共工事において、シックハウス対応をはじめ、環境に配慮した塗料の使用を進めます。

また、害虫駆除においては、薬品をできるだけ使用しない方法を進めます。水道水の鉛基準に基づき、順次、水道管の鉛管を塩ビ管へ交換する取り組みを進めます。

#### ・公共交通の利用を促進します

県道川西篠山線の渋滞解消や利便性の向上を目指し、パーク・アンド・ライドやバスPTPS(公共車両優先システム)などの推進について、県と連携して取り組んでいきます。また、ノーマイカーデーの普及啓発も進め、バス利用など、公共交通利用の促進を図ります。

## 環境配慮指針

- ・ **大気汚染を起こす自動車や工場の排出ガスを減らす**

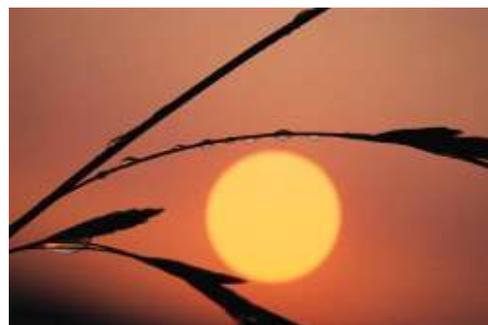
全国で7800万台もの自動車が走り回り、道路沿いの大気環境はなかなか良くなっていきません。不要不急なマイカー利用を減らして公共交通に切り替えていくことで公害防止に貢献できます。利用するときでも、急発進や急停止、速度オーバーなどの運転をなくす経済運転を徹底すると自動車の排気ガスの有害物を減らすことができます。マイカーの出す公害を抑えることも所有者の責任です。

- ・ **農薬や化学物質の安易な使用は行わない**

化学物質過敏症やシックハウス問題など、身の回りで使用される化学物質が大きな健康被害をもたらすことがあります。一度この症状が起こると、普通の人は何でもないような非常に微量の化学物質でも激しいショック症状を起こします。家庭菜園やシロアリ駆除など安易に薬剤を使用すると周りのひとにも大きな迷惑を起こすことがあります。できるだけ使用しない方法を考えましょう。

- ・ **だれもが安心して通ることのできる快適な道を守る**

点字ブロックの上に無造作に放置された自転車、車椅子の通る幅もないほどはみ出した看板や商品、心当たりはありませんか。急いでいるから、すぐに戻るからといって、あなたもみっともない仲間になっていませんか。公共空間の快適さはあなたの心遣いで保たれているのです。



### ● 駅前をきれいにする活動

- ・ 駅前の放置自転車をなくすためにキャンペーン活動や利用者への声かけ運動が行われています。

### ● 化学物質の利用を控える

- ・ 農協は農家の廃農薬の回収や廃ビニールの回収を行って公害の発生防除に努めています。街路樹の害虫駆除もできるだけ農薬の使用を控えています。

## 環境施策

### ◆豊かさを実感できる快適な都市環境をつくろう

川西市らしいまちなみを整えていくために、周囲と調和した美しい景観の形成や、猪名川などの水辺や緑のうるおいのあるまちづくりを進めます。

#### ・ 都市景観形成を推進します

特に都市部において、川西市都市景観形成条例に基づき、指導・誘導を通して、美しい都市景観の形成に努めます。

住宅地においても建築物の形態、デザイン、色や垣、柵、塀について住民同士がルールを定め、良好な景観形成を図る地区計画づくりを進めます。また、地区計画制度導入を支援するため、専門的な立場で助言を行うアドバイザーの派遣を進めます。

#### ・ 水や緑の豊かな市街地整備を進めます

ポケットパークの整備や中央北地区の公園整備、集合住宅の開発時に屋上緑化の指導や生け垣支援事業などによって良好な都市環境づくりを進めます。また、民有地の緑化、公園・街路樹柵への花植えや清掃について、プランターや花苗を提供するなど、緑豊かなまちづくりに努めます。

河川改修工事においては、親水性に配慮した事業となるよう、国・県等に働きかけていきます。

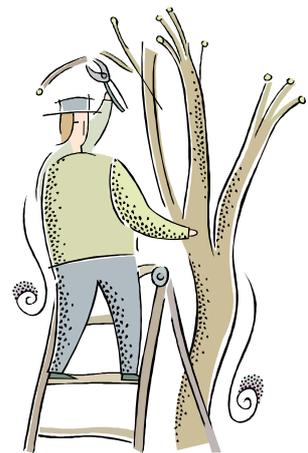
## 環境配慮指針

#### ・ 周りの景色や彩りを考えた美しいまちにするよう配慮する

広告物や建物の色・かたちなど、周囲の色や雰囲気、自然や歴史などの風土に調和したものとなるよう、自らの生活する都市環境を快適で楽しく魅力あるものにしていくために、市民の自覚と努力が必要になります。

川西市の都市景観形成基本計画の基本方針は以下のものです。

- 自然を守り、生かす
- うるおいのある居住地空間をつくる
- シンボルとなるまちの顔をつくる
- 昔からのたたずまいを守る
- 歴史を守り、生かす
- 文化を育む

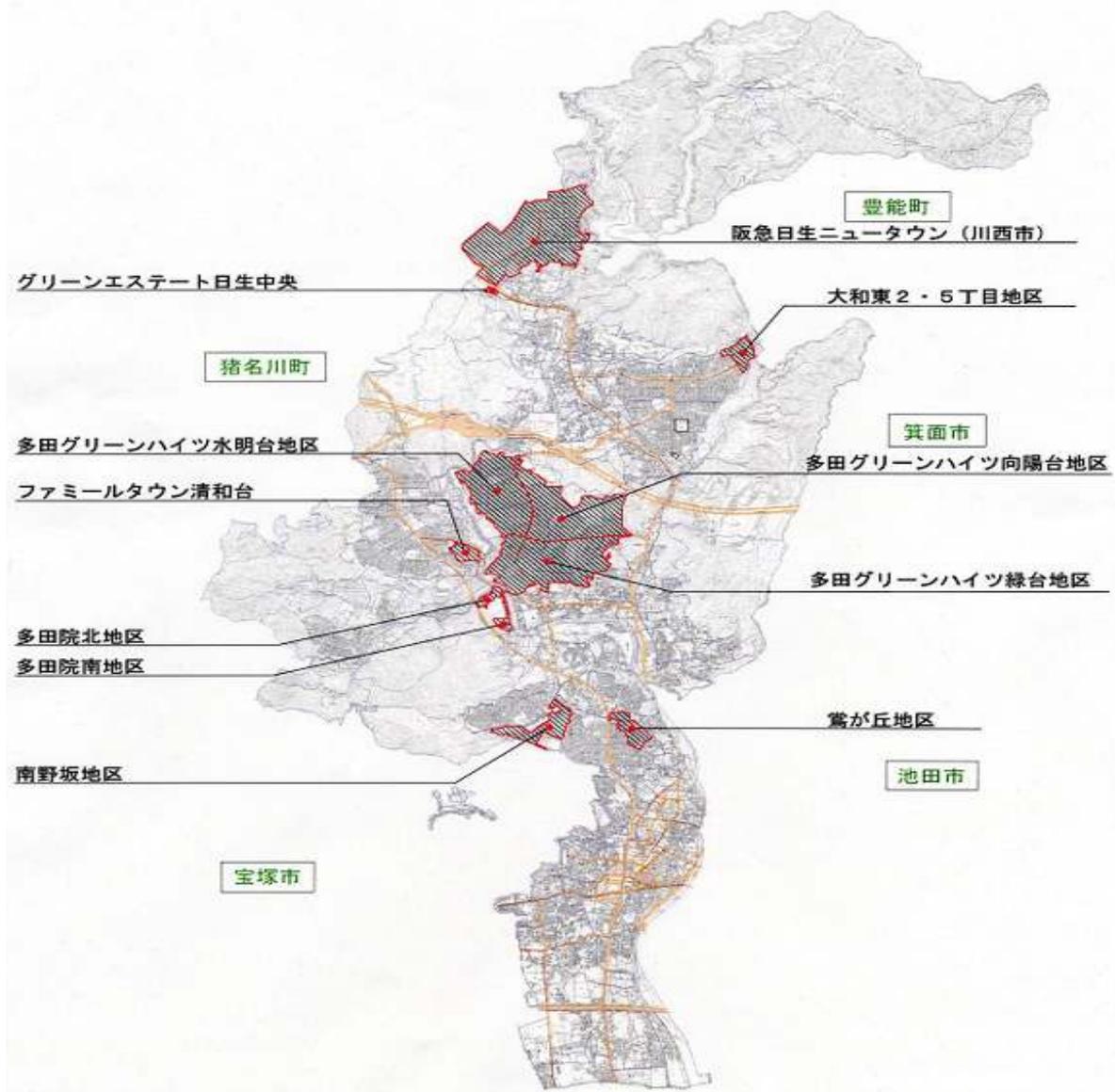


### ●特徴のある景観づくり

・駅前能勢電鉄の廃線後の道路整備では、能勢電鉄から譲り受けた車輪をモニュメントとして設置して、まちの歴史を保存、活用するとともに、川西らしい特徴ある景観づくりを行っています。

## ○川西市内の地区計画

まちは、私たちが住み、働き、憩う、かけがえのないものです。まちには、様々な個性があり、それぞれの地区の良いところを守ったり、さらに良くしたり、問題点を改善したりする方法も、地区ごとに異なります。地区ごとにまちづくりを進める方法として地区計画があります。



### ■地区整備計画で定めること

- 地区施設(道路又は公園、緑地、広場その他の公共施設)の配置及び規模
- 建築物等の用途の制限
- 建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合(容積率)の最高限度又は最低限度
- 建築物の建築面積の敷地面積に対する割合(建ぺい率)の最高限度
- 建築物の敷地面積又は建築面積の最低限度
- 壁面の位置の制限
- 建築物等の高さの最高限度又は最低限度
- 建築物等の形態若しくは意匠の制限
- 垣若しくはさくの構造の制限

### (3) 歴史的・文化的環境

“太古の昔から編み続けられる歴史・文化環境を継承するまち”

#### ■環境施策体系

- ◆ 川西市の歴史や文化を再発見しよう
  - ・歴史・文化資産の調査研究を進めます
  - ・歴史・文化資産の再発見事業を行います
- ◆ 歴史・文化の息吹の感じられるまちにしよう
  - ・歴史・文化資産の保護と活用を進めます
  - ・芸術・文化活動の支援を行います
  - ・都市間交流を進めます

#### ■環境配慮指針

- ・歴史や伝統、昔の生活の知恵を子どもたちに伝える
- ・歴史や文化を伝えるまちの雰囲気育てる
- ・歴史や文化遺産を大事にする
- ・源氏発祥の地・川西市を全国に発信する



## 環境施策

### ◆川西市の歴史や文化を再発見しよう

自然に囲まれた住宅都市川西市は古い歴史を有しています。加茂遺跡、栄根遺跡、勝福寺古墳、武士団である清和源氏発祥の地、近代に入って阪急電鉄、能勢電鉄、JR福知山線などの開設、三ツ矢サイダーなど、たくさんの歴史が川西らしさをかたちづくっています。

こうした歴史的・文化的遺産を再発見することでまちのアイデンティティの形成に貢献します。

#### ・ 歴史・文化資産の調査研究を進めます

埋蔵文化財包蔵地内の開発では、事前に発掘調査を行なうとともに、特に重要な遺跡については、土地の購入などの方法によって史跡公園としての整備を進めます。

#### ・ 歴史・文化資産の再発見事業を行います

市民を対象に、市内の文化財をテーマとした講演会「文化財講座」や市内の文化財を巡る「文化財めぐりハイキング」、子どもを対象とした「子ども考古学教室」などを開催し、市民の歴史・文化再発見につながる機会となるよう取り組みます。

---

## 環境配慮指針

#### ・ 歴史や伝統、昔の知恵を子どもたちに伝える

市では、文化財の発掘資料を川西市文化財資料館で展示を行ったり、文化財めぐりハイキングや子ども考古学講座などの学習活動を行っています。多田銀銅山の銅を精錬していた平安家の旧屋敷を活用した川西市郷土館、多田神社などの歴史を学ぶ文化財も多くあります。

近代を代表する三ツ矢記念館、阪神高速道路の通称ビッグハープ(新猪名川大橋)など、特徴となる施設も多くあります。子どもと一緒に訪問して川西市の歴史を再発見しましょう。

#### ・ 歴史や文化を伝えるまちの雰囲気育てる

自分たちの日常暮らす地域をどんなものにしていきたいかを考えましょう。多田神社を中心に催される源氏祭りをはじめ、源氏にちなんだ寺社やそのほかさまざまな伝承が市内に残されています。そうした歴史探訪の市内散策も川西の歴史・文化の継承につながるのではないのでしょうか。

## ●伝統産業

・北部の里山で炭焼きを行ったり、昔の生活や遊びの体験学習が行われています。

## 環境施策

### ◆歴史・文化の息吹の感じられるまちにしよう

国・県・市指定文化財や埋蔵文化財が数多く存在し、地域の貴重な財産となっています。文化財の公開や講演会、ボランティア養成などによって、文化財を市民のまちづくり活動や生涯学習活動に活用します。

また、全国川西会議や姉妹都市である千葉県香取市(旧佐原市)などとの都市間交流を通じて、地域の魅力を向上させていきます。

#### ・ 歴史・文化資産の保護と活用を進めます

市内文化財の紹介・解説・イベントなどを通じて市民自らの文化財の保存活動促進を目指す「文化財ボランティア養成講座」や「川西の昔のあそび」実演会の開催・実施を進め、歴史的雰囲気大切にすまちづくりの一助となるよう努めます。

#### ・ 芸術・文化活動の支援を行います

図書館の展示・掲示スペースを活用し、さまざまなテーマによる所蔵図書の展示・貸出、中央公民館での高齢者大学などの生涯学習を活用した、市内の自然学習やフィールドワークによるまちづくりへの自然活用を考えるカリキュラムを進めます。さらに、公民館単位での地域特有の自然環境観察なども進めます。

また、それらの運営について市民環境活動団体の協力を求めるとともに、高齢者大学卒業生による学校園との連携方策などの検討を進めます。

#### ・ 都市間交流を進めます

「川西」という名を持つ自治体同士の交流を深めるため、「全国川西会議」に参画するとともに、多田源氏とゆかりのある千葉県香取市と市民レベルでの相互交流に努め、市の歴史と文化の育成の一助となるよう取り組みを進めます。

---

## 環境配慮指針

#### ・ 歴史や文化遺産を大事にする

川西市には、寺社等の文化財、遺跡、文化財施設などが、たくさん存在しています。多くの人々によって伝えられたこうした歴史・文化遺産を大事に将来に伝えていきましょう。

#### ・ 源氏発祥の地・川西市を全国に発信する

川西市が源氏発祥の地であることは全国ではほとんど知られていません。「源氏発祥の地・川西市」を全国に発信しましょう。

### ○九頭龍（くずりゅう）伝説

千年余り前、源満仲が大阪・住吉神社に願を掛け「矢を空に向けて射てみよ。そのとどまる所を住まいとすべし」とお告げを受けました。満仲が白羽のかぶら矢を放つと、空高く五月山を越え、深山に囲まれた湖へ落ちました。湖には、九つの首を持つ龍が住み、里に下りては作物を奪うなど村人を苦しめていました。矢は龍の目に命中。満仲が次々と龍を切ると、龍は苦しみに暴れ、山を突き破り、湖水が流れ出ました。

やがて水が引くと、多くの田畑が現れました満仲は、この地に居城を築き、多田源氏を名乗りました。

また、満仲が矢の場所を問いながら訪ね来たことが「矢間」（やとう）の地名の由来になりました。

東多田地区の住宅街の外れにある、ヒノキやスギに囲まれた九頭大明神。龍の首が祭られ、目や鼻、口、耳など、首から上の病気に御利益があると伝えられています。



### ○美女丸・幸寿丸（びじょまる・こうじゅまる）伝説

西畦野にある小童寺には、悲しい伝説が残されています。

10世紀に多田院（多田神社）を建立した源満仲は、子どもの美女丸を僧侶にするため、中山寺（宝塚市）へ修業に出しました。しかし、美女丸は武芸のまね事ばかりして、遊んでいました。

美女丸が十五歳になったある日、満仲は修業の成果を尋ねました。和歌や管弦はもとより、経文も読むことができないのを知った満仲は怒り、重臣の藤原仲光に「美女丸を切れ」と命じました。

主君の子の命を奪うことができず困り果てた仲光の姿を見て、仲光の子、幸寿丸は「わたしが身代わりに」と合掌し、まぶたを閉じました。仲光は流れる涙をこらえ、わが子を切り、美女丸をひそかに比叡山（滋賀県）に送り出しました。

後にこれを聞いた美女丸は、修業に励み源賢僧都（げんけんそうず）となり、（自分の身代わりに命を絶った）幸寿丸のために小童寺を建てました。

春には桜が、秋には紅葉が伝説を彩ります。



#### (4) 地球環境

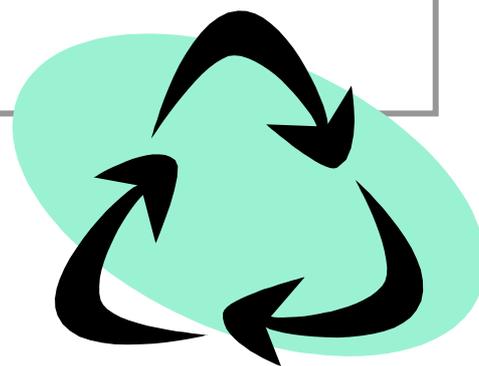
“将来世代の環境を守るためにできることから取り組むまち”

##### ■環境施策

- ◆ 省資源・リサイクルに積極的に取り組もう
  - ・省資源の取り組みを進めます
  - ・廃棄物の減量に向けてリユース、リサイクルを促進します
- ◆ 化石エネルギーの消費削減に取り組もう
  - ・省エネルギーを計画的に進めます
  - ・新エネルギーの導入を促進します
- ◆ 地球環境の汚染を防ごう
  - ・ダイオキシンなどの有害化学物質の発生を抑制します
  - ・成層圏オゾン層を守ります

##### ■環境配慮指針

- ・ごみになるものを売ったり、買ったりしない
- ・リサイクルされた商品やリターナブル容器の商品を使う
- ・電気やガス、ガソリンなどの消費量を削減する
- ・新エネルギーの導入を進める
- ・廃棄物の適正処理を行う
- ・エアコンなどに含まれるフロン処理を適正に行う



## 環境施策

### ◆省資源・リサイクルに積極的に取り組もう

次世代の生活環境を守る視点から、資源の浪費を進めてきた大量生産・大量消費・大量廃棄のライフスタイルを循環型ライフスタイルに変革させていくことが求められています。市の率先行動を始めとして、事業者・市民の協力を求めています。

#### ・ 省資源の取り組みを進めます

庁内の集中購入物品の選定において、エコマークやグリーンマーク等、環境に配慮した商品の購入を進めます。また、庁舎や学校園における節水弁の導入を進めるなど、環境率先行動計画において省資源の取り組みを継続して進めていきます。

#### ・ 廃棄物の減量に向けてリユース、リサイクルを促進します

防災関係イベントでの非常食料体験における備蓄食料更新分の活用、図書館における除籍対象資料の小・中学校、幼稚園、保育所、個人等への無償譲渡、不法駐輪の撤去自転車の再生利用を図るなど、リユースを進めます。

また、粗大ごみ等の分別回収による再資源化、事業系ごみの減量と分別収集の徹底など、リサイクルを進めます。

公園、街路樹等の剪定枝を堆肥化し、イベントなどでの展示・配布、土壌改良への活用を進めます。庁内で発生する、不要になった機密書類のリサイクルや、建築物の解体工事等において、建設資材の再資源化を推進するために分別解体の指導を推し進めます。

家庭での不用品をごみにしない取り組みを進めるほか、プラスチック製品や合成洗剤を売らないフリーマーケットの開催や手作り石けん講習会による啓発、地域の団体やグループへの学習会を実施し、ごみ減量とリサイクル意識の向上に努めます。

市内の一定規模以上の事業所等に一般廃棄物減量化への取り組みや環境ISO取得の有無などの調査や、市民への親子でごみの減量を学ぶ学習会の開催を進めます。

## 環境配慮指針

### ・ ごみになるものを売ったり、買ったりしない

毎日の生活を良く見てください。スーパーからトレイに入った野菜を買ってきて、調理のために野菜をとりだしたら、トレイはそのままゴミ箱に直行します。でも、このトレイにはお金がかかっているのです。野菜の値段にトレイの値段も上乘せされているのです。過剰包装だけでなく、こうした容器包装も隠されたごみの売買と考えることができます。

ばら売りや裸売りの商品の普及も考えていきましょう。

### ・ リサイクルされた商品やリターナブル容器の商品を使う

循環型社会をつくっていくために、古紙でつくられたトイレットペーパー、ノートなどのリサイクル商品や、一升瓶、ビール瓶、牛乳瓶などの使い回しできる容器(リターナブル容器)の使用やマイバッグの利用を促進しましょう。



### ●市内で行われているごみを減らすさまざまな取り組み

- ・市内の酒屋さんは空き缶の回収活動やリユースできる瓶のお酒を売る取り組みを行っています。
- ・市内の事業者は、市のごみ減量に協力して分別・減量の取り組みを行っています。
- ・環境ISOの取得も進められています。
- ・家庭の不要品を再活用するリユースの取り組み、「フリーマーケット」が各地域で催されています。
- ・買い物にはマイバッグの利用が進められています。

## 環境施策

### ◆化石エネルギーの消費削減に取り組もう

次世代の生活環境を守る視点から、資源の浪費を進めてきた大量生産・大量消費・大量廃棄のライフスタイルを循環型ライフスタイルに変革させていくことが求められています。市の率先行動を始めとして、事業者・市民の協力を求めています。

#### ・ 省エネルギーを計画的に進めます

照明消灯用スイッチの細分化、一斉消灯、照明灯用安定器のインバーター化、特定エレベーターの終日停止などの取り組みを通じて、省エネルギーの啓発を進めます。

#### ・ 新エネルギーの導入を促進します

市施設へのコージェネレーションの導入や太陽電池の設置を進めています。また、小型水力発電機の設置、小型風力発電の設置の可能性について検討を進めます。

---

## 環境配慮指針

#### ・ 電気やガス、ガソリンなどの消費量を削減する

地球温暖化の原因となっているエネルギーの消費量を削減することが求められています。自動車保有している世帯は、自動車を保有しない世帯の約2倍のエネルギーを消費しています。マイカーの利用を削減し、エコドライブに心がけることで大きなエネルギー消費の削減につながります。

電気製品の待機電力をなくしたり、お風呂に続けて入るなどのわずかな生活習慣の変化でエネルギー消費の削減を図ることができます。

#### ・ 新エネルギーの導入を進める

地球温暖化の原因となっている石炭や石油のエネルギーの消費を減らしていくために、太陽光やマイクロ水力発電、風力発電などの再生可能なエネルギーの利用促進を図っていくことが求められます。また、ガスコージェネ発電やエコキュート事業などの高効率機器の導入も検討しましょう。

## 環境施策

### ◆地球環境の汚染を防ごう

PCBやダイオキシンなどの難分解性化学物質やフロンなどは長期間環境中に残留し、地球規模の環境汚染をもたらしています。自動車や工場排煙などから発生する酸性雨は数千キロ離れた地域に影響をもたらします。フロンは成層圏のオゾン層を破壊し、生物に有害な紫外線を地上にもたらしめます。

地球規模の汚染を防ぐために、廃棄物の適正処理や各種リサイクル法の遵守を働きかけていきます。

#### ・ダイオキシンなどの有害化学物質の発生を抑制します

ごみ焼却時に排出されるダイオキシン等の物質について、ダイオキシン類特別措置法に基づき、継続して測定します。

#### ・成層圏オゾン層を守ります

環境率先行動計画に基づく、オゾン層を破壊するフロンガスなどの適正な処理に努めるとともに、市民意識の啓発に努めます。

---

## 環境配慮指針

### ・廃棄物の適正処理を行う

リサイクルや分別の促進、適正処理の遵守によって、廃棄物が環境を汚染しないように厳しく管理していくことが求められます。

### ・エアコンなどに含まれるフロンの処理を適正に行う



家電リサイクル法や自動車リサイクル法によって、エアコンの中に含まれるフロンを適正に処理することが求められるようになりました。市民にも事業者にも、地球環境を守るために法の遵守が求められます。

太陽からの有害な紫外線を遮っているオゾン層の破壊はガンや白内障の増加をもたらします。

## 第5章 計画の推進

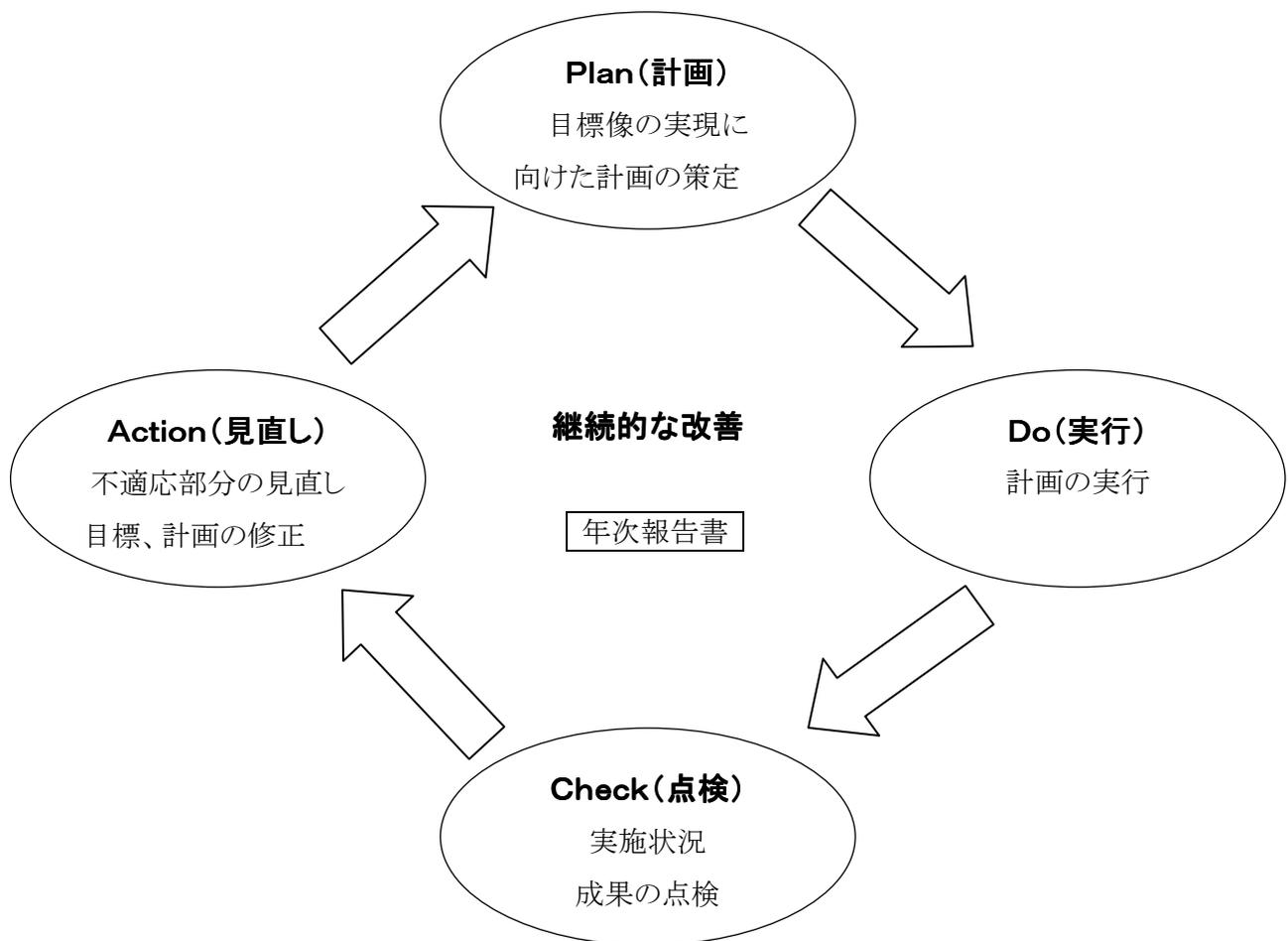
## 第5章 計画の推進

### 1 環境施策の進行管理

#### (1) 環境マネジメントシステムの構築

この計画の推進に当たり、進行管理を着実なものとするために環境マネジメントシステムを構築して、計画→実行→点検・評価→計画の見直しを繰り返すことによる進捗の管理をおこないます。

図 環境マネジメントシステム概念図



## (2) 進行管理指標

目標管理の進捗チェックのために進行管理指標を設けます。

指標の策定にあたっては、達成すべき数値の目標にむかっているかという数値での評価に加え、実施すべき施策が実施されたか、市民の取り組みが実施されたか、施策や取り組みが波及効果を見せているか、新しい取り組みが出てきているかなども評価する方法を検討します。

進行管理指標として、以下の項目を用いることとします。

環境分野	施策体系項目	進行管理指標	代表的な進行管理指標
自然環境	自然に親しみ、学ぼう	<ul style="list-style-type: none"> <li>●丹波少年自然の家延べ利用者数</li> <li>●生涯学習センター利用者数</li> <li>●知明湖キャンプ場利用者数</li> <li>●公民館での自然学習等の開催回数と参加者数</li> <li>●自然ふれあい講座開催回数と参加者数</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・里地・里山保全活動者数</li> <li>・自然ふれあい講座開催回数と参加者数</li> </ul>
	猪名川を中心とする生態系の保全に向けて、多様な生物の生息環境を守り、再生させよう	<ul style="list-style-type: none"> <li>●緑被率</li> </ul>	
	自然環境を守りそだてる仕組みづくりを行おう	<ul style="list-style-type: none"> <li>●緑化協会の会員数</li> <li>●緑のボランティア登録数</li> <li>●グリーンフラワーグループの登録数</li> <li>●森のインストラクター人数</li> <li>●里地・里山保全活動参加者数</li> <li>●農業特産物即売会来客数</li> </ul>	

環境分野	施策体系項目	進行管理指標	代表的な進行管理指標
生活環境	きれいで静かなまちをつくろう	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ごみ処理量</li> <li>●違法駐車台数</li> <li>●放置自転車・バイク台数</li> <li>●市道等不法投棄処理量</li> <li>●地区計画地区数</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ごみ処理量</li> <li>●地区計画地区数</li> <li>●都市公園一人あたりの面積</li> </ul>
	安全で安心して暮らせるまちをつくろう	<ul style="list-style-type: none"> <li>●汚水整備に伴う面的整備率</li> <li>●公共交通利用者数</li> </ul>	
	豊かさを実感できる快適な都市環境をつくろう	<ul style="list-style-type: none"> <li>●都市公園一人あたりの面積</li> </ul>	
歴史的・文化的環境	川西市の歴史や文化の再発見を行おう	<ul style="list-style-type: none"> <li>●文化財施設入館者数</li> <li>●発掘調査現地説明会参加者数</li> <li>●文化財啓発事業参加者数</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●文化財啓発事業参加者数</li> <li>●他都市との交流事業</li> </ul>
	歴史・文化の息吹の感じられるまちにしよう	<ul style="list-style-type: none"> <li>●他都市との交流事業</li> </ul>	
地球環境	省資源・リサイクルに積極的に取り組もう	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ごみのリサイクル率</li> <li>●不用品交換成立件数</li> <li>●買い物袋持参率</li> <li>●ごみ減量講習会回数</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ごみのリサイクル率</li> <li>●不用品交換成立件数</li> <li>●公用低公害車・低排出ガス車導入率</li> </ul>
	化石エネルギーの消費削減に取り組もう	<ul style="list-style-type: none"> <li>●消費エネルギー（電気・ガス・石油類）</li> <li>●公用低公害車・低排出ガス車普及数</li> <li>●ノーマイカーデー実施に伴うマイカー利用の減少率（6月・12月実施分）</li> </ul>	
	地球環境の汚染を防ごう	<ul style="list-style-type: none"> <li>●北部第1炉ダイオキシン類濃度</li> <li>●北部第2炉ダイオキシン類濃度</li> <li>●南部ダイオキシン類濃度</li> </ul>	

### (3) 年次報告書

環境の保全と創造に向けての施策の遂行状況や環境指標の推移の把握と評価のために、年次報告書を作成します。作成に当たっては、市民に分かりやすい表示を心がけます。



## 2 環境配慮指針の進行管理

市が行う環境配慮指針の取り組みについても、環境施策の計画に準じて進行管理に努めます。市民・事業者による環境配慮指針の取り組みについても情報収集に努めるとともに、取り組みの促進を図ります。



### 3 自発的な取り組みの推進と進行管理

現在の環境問題は、市民や事業者の日常的な生活や社会経済活動に起因するものが多く、ひとり一人のライフスタイルや経営姿勢を持続可能な社会形成にむけて変革していくことが求められています。そのため、目標の実現に向けて自発的な取り組みの推進を図ります。

#### (1)環境配慮指針の推進

① 環境配慮指針の普及促進

市民・事業者への環境配慮指針の普及を進めます。

② 環境配慮指針の推進

市民・事業者とともに環境配慮指針の取り組みを進めます。

③ 環境配慮指針の見直し

環境施策に準じて、適宜見直しを図ります。

#### (2)環境学習等

① 環境学習会の開催

市は、市民、事業者及び民間団体が自ら環境の保全と創造についての理解を深め、環境の保全と創造に資する活動を行う意欲が増進されるように、環境学習会を開催します。

- ・ ゴミ減量とリサイクル推進
- ・ 自然観察会
- ・ 省エネルギー学習会

② 環境教育の普及

市は、幼児・児童・生徒たちの環境の保全と創造に関する関心と知識を向上させるための環境教育の普及を図ります。

- ・ 学校・園での省エネルギー活動
- ・ 自然環境学習
- ・ 理科学習

③ 自主学習の推進

市民及び事業者などにおいても、みずから環境の保全と創造に関する学習に努めるとともに、市と協働して環境の保全と創造に関する知識の普及に努めます。

- ・ 公民館活動
- ・ 商店会・商工会などの学習会

### (3)環境情報の整備と提供

#### ① 環境情報の整備

市は、市民や事業者の利用に供するため、本市の環境資源の状況、環境の保全と創造にむけた取り組みの現状や成果、その他関連する情報の収集整備を行います。

- ・ 年次報告書
- ・ 国等の環境情報の整理
- ・ 図書館における環境関連書籍の整備

#### ② 企業の社会的責任の遂行

事業者は、環境の保全と創造に資するため、製品の環境への負荷に係る情報及びその他の事業活動に伴う環境への負荷に係る情報を公開するよう努めます。

- ・ 商工会と連携した学習会開催
- ・ 広報等を活用した先進企業取り組み紹介

#### ③ 情報共有の促進

市民及び市民団体などは、身の回りの環境資源の現状や自然環境の現状についての情報をできるだけ公開して、多くの市民が共有できるように努めます。

- ・ 自然環境学習や活動機関誌の紹介
- ・ 年次報告書への情報提供

### (4)市民活動

#### ① 促進に向けての課題の把握

市は、市民、事業者及び民間団体が行う環境の保全と創造に資する自主的な活動が促進されるように、現況の課題を把握し、必要な措置を講じます。

- ・ 情報収集・情報発信体制
- ・ 顕彰制度
- ・ 支援方法

#### ② 地域活動の推進

市民及び事業者などとともに、地域における環境の保全のための活動に取り組みます。

- ・ 里地里山保全活動
- ・ 環境美化活動

## (5)環境管理の普及

### ① 環境基本計画の進行管理

市は、環境の保全と創造のための施策の実施に当たり、その行政活動についての成果の点検、評価及び改善(以下「環境マネジメント」という)を行う。

### ② 環境マネジメントの普及

市は、環境の保全と創造に資するため、事業者が自らその環境保全活動に係るマネジメントを行えるよう普及に努めます。

- ・ 学習会の開催
- ・ ISO14000シリーズや EA21など取得事業所の把握
- ・ 先進事例の紹介

### ③ ISO14000シリーズなどの取得

事業者は、環境の保全と創造に資するため、自らその事業活動について、環境マネジメントを行えるよう努めます。

- ・ ISO14000取得情報の発信

## 4 全市的な体制の整備

### (1) 市内組織の整備

市は、環境基本計画の推進に当たり、市役所内各部局が連携して推進に努めることが行えるよう必要な措置を講じます。

- ・ 川西市環境率先行動計画推進本部
- ・ 川西市環境審議会

### (2) 全市的な組織の整備

市は、市民・事業者と共に計画の推進を図ることのできる全市的な組織を整えていきます。

- ・ (仮称)川西市民環境会議

### (3) 国、県等との連携

市は、兵庫県や大阪府、国などとの連携によって広域的な環境保全活動を行います。

### (4) 年次報告の拡充

市民、事業者の取り組みについても、年次報告のなかで進行管理が行えるよう検討を進めます。

## 第6章 資料編

## 資料編目次

1	環境基本条例答申書「環境基本条例のあり方について（答申）」	59
2	環境基本条例	71
3	川西市環境問題に関する事業者意識調査概要	79
4	環境基本条例・環境基本計画策定に向けた農家アンケート調査概要	83
5	環境基本計画に望むもの川西市環境活動グループアンケート調査	87
6	環境審議会委員名簿	90

平成 17 年 12 月 8 日

川西市長 柴 生 進 様

川西市環境保全審議会

会長 竹岡 敬温

環境基本条例のあり方について(答申)

平成15年6月25日付、「新しい課題に適応した環境施策のあり方」の諮問のうち、環境基本条例のあり方に関する部分について、別紙のとおり結論を得たので答申します。

貴職におかれましては、答申の趣旨をご理解賜り、早期に環境基本条例を制定されると共に、今後、市民の参画と協働のもとに、環境基本計画の策定業務を進め、行政素案が作成された時点で当審議会に提示されるよう要望いたします。

## 目 次

第1章 「川西市環境基本条例」制定の意義.....	61
1 環境問題の動向.....	61
2 川西市の環境行政の経緯.....	61
3 環境基本条例の必要性.....	62
4 環境基本条例の目的.....	62
第2章 環境基本条例について.....	63
1 前文.....	63
2 環境の保全と創造に関する基本理念.....	63
3 市、市民及び事業者の責務.....	63
4 環境の保全と創造に関する基本方針.....	65
5 環境基本計画の策定など.....	65
6 環境配慮指針.....	66
7 規制的措置.....	66
8 財政・経済的措置.....	66
9 環境への負荷の低減に資する製品などの利用促進.....	66
10 市民及び事業者の取組促進.....	66
11 監視体制の整備.....	67
12 環境審議会.....	67
13 推進及び調全体制の整備.....	67
付帯事項.....	68
川西市環境保全審議会の審議経過.....	69
川西市環境保全審議会委員名簿.....	70

# 「川西市環境基本条例」について

## 第1章 「川西市環境基本条例」制定の意義

### 1 環境問題の動向

私たちの生活環境は、1960年代の高度経済成長期に、産業経済活動から発生するさまざまな公害に悩まされ、大きな社会問題となりました。そこで、公害対策基本法などの公害関連法体系が整備されました。また、自然環境保全法制定などの自然環境保護での取組がなされ、一定の成果が現れてきました。

しかし、大量生産、大量消費、大量廃棄社会の到来によるライフスタイルの変容は、大気汚染や水質汚濁、廃棄物量の増大をもたらし、私たちの日常生活や通常の事業活動による環境への負荷が大きなものとなってきました。そして、このことは、私たち自身が加害者であり、同時に被害者でもあるという、新たな環境問題を生じてきています。また、フロンによるオゾン層の破壊や地球温暖化など、地球規模での環境汚染も明らかになってきており、将来世代の生活環境にも悪影響をもたらすおそれが生じています。

一方、1992年、ブラジルのリオ・デ・ジャネイロで行われた「環境と開発に関する国連会議(地球サミット)」で持続可能な開発にむけた課題「アジェンダ21」が採択されました。そして、その課題と解決策の多くが地域に根ざしていることから、地方公共団体及び市民・地域団体・民間企業の参加協力による、地域での取組の計画が必要であるとされています。

この決議を受けて、国では、環境基本法、環境基本計画が策定され、将来世代にも良好な環境を引き継いでいくための施策がはじまり、地球温暖化対策の推進に関する法律、循環型社会形成推進基本法など、多くの関連法が整備されました。

このことから、各地方自治体においても、環境への負荷の少ない、持続的な発展が可能な社会の構築が求められています。

### 2 川西市の環境行政の経緯

川西市は、昭和29年(1954年)に川西町、多田村、東谷村が合併して誕生しました。

市内を縦断する猪名川と一庫大路次川の清流と多様な生き物の生息する豊かな自然に囲まれたまちとして、古くは弥生時代にさかのぼる歴史を有しています。そして、中世には清和源氏の発祥の地となり、江戸時代には周りの里山から有名な一庫炭が全国に出荷されていました。明治の近代産業の勃興とともに、大阪や神戸に勤める人たちの住宅地として、また、都市近郊農業地としてゆるやかに発展してきました。

しかし、昭和40年代に市域中部を中心として行われた大規模住宅団地開発による爆発的な人口の増加は、急激な都市化現象によるさまざまな問題をもたらし、生活を取り巻く環境を大きく変容させました。また、南部地域では、大阪国際空港を離発着する航空機の騒音が大きな問題となりました。

川西市では、そうした生活環境の変容に対して、昭和42年(1967年)に「住宅地造成事業に関する指導要綱」を施行し、昭和48年(1973年)に「川西市環境保全条例」を、また、昭和62年(1987年)には「川西市自転車等の駐車秩序に関する条例」を、平成4年(1992年)には「川西市遊技場及びホテルの建築に関する条例」を制定するなど、さまざまな取組を行い、まだまだ課題は抱えているものの、生活環境の改善と整備に努めてきました。

また、地球環境問題に対する国、県の動きを受けて、市では、平成12年(2000年)に「川西市環境率先行動計画」を策定し、資源循環、エネルギー削減など環境負荷を減らす取組を先行させました。平成14年(2002年)には「緑の基本計画」を策定し、そして、平成15年

(2003年)に「第4次総合計画」を策定しました。

新しい総合計画では、「わがまちと実感できる夢現都市」をめざすべき都市像として、取組の一つの柱に「環境を大切にし、暮らしを見つめることのできるまちをめざそう」が加えられました。そして、先人たちから伝えられた豊かな自然にめぐまれた環境を大切にするとともに、次代に伝えていく「環境共生都市」づくりが大きな目標の一つになりました。

### 3 環境基本条例の必要性

これらのことから、川西市に環境基本条例を必要とする理由は以下のとおりです。

- ① 現在及び将来にわたって、市民が健康で文化的な生活を営むことができる、良好な地域環境の保全と創造、ならびに地球環境の保全に貢献することを目的とする総合的かつ体系的な施策を定めるための基本となる条例が必要であること。
- ② 川西市がどのような自然環境、都市環境にあるのか、将来、川西市を支えていく人々にとって、環境面ではどのような課題を抱えているか、また、近年の課題である地球環境問題にどのように立ち向かうかなど、課題を踏まえた上で、新たに川西市の環境の保全と創造に向かう基本理念を明らかにする必要があること。
- ③ 市、市民及び事業者が、協働して環境問題の解決に取り組む姿勢を明らかにする必要があること。
- ④ 環境問題に関する取組を総合的かつ体系的に進めるために、「環境基本計画」の策定を義務づける必要があること。
- ⑤ 国の環境基本法、環境基本計画、地球温暖化防止の推進に関する法律、循環型社会形成推進基本法など、環境関連法の整備、兵庫県における環境の保全と創造に関する条例、新兵庫県環境基本計画策定などを踏まえた基本的な環境施策の方針を明らかにする必要があること。

### 4 環境基本条例の目的

環境基本条例では、本市における環境の保全と創造について、基本理念と施策の基本となる事項を明らかにし、その実施を図るための各種環境施策を総合的かつ体系的に推進し、もって現在及び将来にわたって市民が健康で文化的な生活を営むことができる、良好な地域環境の保全と創造、ならびに地球環境の保全に貢献することを目的とします。この条例は、環境の保全と創造に関する基本的な考え方や施策の方向性を位置づけ、具体的な計画や施策のあり方を決めていくための指針として役立てていくためのものです。そのため、この環境基本条例は理念条例と位置づけられます。

したがって、具体的な施策については、環境基本条例の基本理念に基づいて、関係者が連携を計りながら、環境基本計画や個別の条例によって取り組むこととなります。

## 第2章 環境基本条例について

環境基本条例についての考え方は以下のとおりです。

環境基本条例は、川西市の将来のまちづくりにも係わる重要な条例で、かつ、本条例の基本理念に基づいて環境基本計画や他の条例に取り組むことになることから、本条例を前文付きの条例とします。前文において、条例制定の背景、課題、望ましい環境像、取組のあり方などを手短かに述べることにします。

### 1 前文

私たちのまち川西市は、猪名川や一庫大路次川の清流と、多様な生き物の生息する豊かな自然に囲まれた歴史と伝統のあるまちです。古くは弥生時代にさかのぼる歴史を有し、中世には清和源氏が興隆し、江戸時代には里山から逸品の一庫炭が全国に出荷され、今日では、緑豊かな住宅都市として、また、都市近郊農業地として、発展しています。

しかし、高度経済成長期に入り、生活を取り巻く環境が大きく変容しました。そして、生活環境の変遷に対しては、さまざまな取組がなされ、その改善と整備に努めてきました。

また、近年になって、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済活動に伴うライフスタイルの変容が地球温暖化などの新たな環境問題をもたらし、人類の生存環境をおびやかす問題として注目されることとなりました。

今こそ、私たちは、市、市民及び事業者が共に英知と総力を結集し、先人たちが伝えてきた、里山・猪名川水系を中心とする多様な生物の棲む自然環境を再生し、生活環境を育み、人びとが豊かさを実感し、快適な都市生活を享受できる、市民中心の環境共生都市を創出していかねばなりません。

ここに、すべての市民の参画と協働により、恵まれた川西市固有の自然と歴史的・文化的風土を活かし、より環境負荷の少ない、循環を基調とした、人と自然が共生した発展が可能なまちを創出し、将来の世代へと引き継いでいくため、この条例を制定します。

### 2 環境の保全と創造に関する基本理念

川西市民が、将来にわたっても健全で豊かな自然環境・文化環境を享受できるようにしていくために、今ある環境を守り育てていくとともに、積極的に豊かな環境を整えていくことが必要です。そのために、市、市民及び事業者による協働の取組が求められています。

したがって、環境の保全と創造に関する基本理念を次のものとします。

- (1) 環境の保全と創造に関する取組は、市、市民及び事業者など、すべての主体の参画と協働のもとに推進されるべきこと。
- (2) 猪名川や北部山間地域を含む多様な生態系及び自然環境に配慮し、人と自然との共生を図るべきこと。
- (3) すべての市民が健康で文化的な生活を営むことができる静かでやさしく、暮らしやすい良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくべきこと。
- (4) 地域における歴史的・文化的環境の保全に配慮し、次世代へ継承すべきこと。
- (5) 環境資源の適正な管理及び循環的な利用を図ることにより、環境への負荷の少ない持続的に発展することが可能な社会の実現をめざし、もって地球環境の保全に貢献すべきこと。

### 3 市、市民及び事業者の責務

川西市の地域環境は、川西市のすべての人たちが積極的に係わり、協働して取り組んでいくことで、良好な状態を保ち、また改善への成果を挙げることができます。そして、そ

の取組がもたらした地域環境を未来の川西市民に引き継いでいく責任を私たち一人ひとりが有しています。

とりわけ、今残されている多様な自然生態系への配慮、循環型社会形成にむけたライフスタイルのあり方、人類共通の課題である地球環境問題に、川西市民として自主的、積極的に参画、協働して以下の事項に取り組んでいく必要があります。

#### (1) 市の責務

- ① 市は、環境の保全と創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施しなければならないこと。
- ② 市は、自ら行う事業の実施に当たっては、環境の保全と創造に配慮するとともに、環境への負荷の低減に努めなければならないこと。
- ③ 市は、環境の保全と創造に関する施策を総合的に調整し、推進するため、必要な体制を整備しなければならないこと。
- ④ 市は、環境の保全と創造のため、必要に応じ、国及び他の地方公共団体と連携して取組を行うよう努めなければならないこと。

#### (2) 市民の責務

地球温暖化や資源の問題など、市民の日常活動に関連して起きている環境負荷は、産業界によるものと同じレベルにあるといわれています。日常生活で、省エネや省資源に努めることのできるように、ライフスタイルを変換していくことはとても意義のあることとなります。

- ① 市民は、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めること。
- ② 市民は、廃棄物の発生抑制などを進めるとともに、資源、エネルギーなどの有効利用を図ること。
- ③ 市民は、自ら環境の保全と創造に努めるとともに、市が行う環境施策に積極的に参画し、協力するよう努めること。
- ④ 市民は、その日常生活が地球環境の保全と密接に関係することを認識し、市民が相互に、または市及び事業者と協働して地球環境の保全のための活動に取り組むよう努めること。

#### (3) 事業者の責務

事業者は、事業活動のすべてにおいて、環境負荷の低減、環境の保全と創造に配慮する必要があります。環境問題への対応において、法的な規制・基準を守ることは最低限の遵守事項として位置づけられます。それ以上に、みずからの事業活動の環境負荷の大きさを総合的に判断し、自発的な環境負荷の低減を行うことが求められています。

- ① 事業者は、その事業活動を行うにあたっては、これに伴う公害の防止、環境への負荷の低減、その他の環境の保全と創造に資するために必要な措置を講じなければならないこと。
- ② 事業者は、廃棄物の発生抑制などを進めるとともに、資源、エネルギーなどの有効利用を図ることにより、環境への負荷の低減に努めなければならないこと。
- ③ 事業者は、その事業活動に関し、市が行う環境施策に積極的に参画し、協力するよう努めなければならないこと。
- ④ 事業者は、その事業活動が地球環境の保全と密接に関係することを認識し、市及び市民と協働して地球環境の保全のための活動に取り組むよう努めなければならないこと。

#### 4 環境の保全と創造に関する基本方針

環境の保全と創造に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本的な方針として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行われなければなりません。

- (1) 河川、森林などの自然環境を適正に保全し、人と自然との共生を図ること。
- (2) 公害を防ぎ、大気、水、土壌などを良好な状態に保持することにより、良好な生活環境を保全すること。
- (3) 地域の特性を活かした良好な都市景観の形成、歴史的・文化的環境の保全と活用などにより、快適な都市環境を創造すること。
- (4) 廃棄物の発生・エネルギーの消費を抑制し、環境の保全と創造を図ることにより、地球環境の保全を推進すること。

また、環境の保全と創造に関する施策の策定及び実施にあたり、市は、市民及び事業者の日常的な環境の保全への努力が不可欠であることを認識して、広く市民及び事業者の参画を求め、連携・協働体制のもとに行わなければなりません。

#### 5 環境基本計画の策定など

##### (1) 総合的かつ体系的に推進するための計画策定

市長は、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ体系的に推進するための計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければなりません。

環境基本条例と条例に基づく環境基本計画の仕組みは、川西市総合計画の環境の柱をより詳細なものにするとともに、総合計画に基づく各行政計画を環境の視点から横断的に関連づけるものと位置づけられます。

環境基本計画には、次の事項を定める必要があります。

- ① 環境の保全と創造に関する目標及び施策の大綱。
- ② 市、市民及び事業者が、健康で豊かな環境の保全と創造のために行動する上において配慮すべき指針（以下「環境配慮指針」という）。
- ③ 上記のほか、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項。

そして、計画の策定または変更においては、市民の意見を反映させること、専門的見地からのアドバイスを受けるために川西市環境審議会の意見を聴くこと、迅速な公表の義務を規定することが必要です。

##### (2) 年次報告の実施

市長は、環境基本計画の適正な進行管理を図るため、市域の環境の現状並びに環境の保全と創造に関する施策の実施状況、市民及び事業者の取組状況を取りまとめた年次報告書を作成し、これを公表するものとします。

また、市長は、前項の規定による年次報告について、市民などの意見を聴く機会を設けるよう努めるものとします。

さらに、市長には、年次報告書を川西市環境審議会に報告していただくことを求めます。

##### (3) 他の計画との整合性を図ること

市は、環境部局以外の施策や計画であっても、環境基本計画の環境目標像、施策との整合性を図る必要があります。

## 6 環境配慮指針

環境への取組に対する努力規定を、環境基本計画に定める環境配慮指針に置くこととします。市、市民及び事業者とそれぞれ立場も異なり、環境への取組の実行基盤も異なっている中で、全体の方向性を大枠で示すものとして環境配慮指針を位置づけます。

市は、自らその行政活動を環境基本計画に定める環境配慮指針に適合させる必要があります。

市民及び事業者は、その社会経済活動のあり方、生活様式のあり方などを環境基本計画に定める環境配慮指針に適合させるよう努める必要があります。

## 7 規制的措施

市は、引き続き、公害の防止など、環境の保全と創造を図るため必要な規制の措置を講ずる必要があります。

また、市は、環境の保全と創造を図る施策について、必要に応じて、利害関係者と協議し、指導または助言をするものとします。

## 8 財政・経済的措施

市は、環境の保全と創造に関する施策を効果的、継続的かつ着実に推進していくため、財政的措施を含む経済的措施などの研究を進め、必要があると認めるときは、その措置を講ずるように努めるものとします。

また、市は、市民及び事業者が行う、環境への負荷の低減その他の環境の保全と創造に資する活動を促進するため、特に必要があると認めるときは、経済的に助成し、もしくは経済的な負担を求めるなど、必要な措置を講ずるように努めるものとします。

## 9 環境への負荷の低減に資する製品などの利用促進

資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量の促進及び再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務などの利用が促進されるよう、市、市民及び事業者が取り組んでいかなければなりません。

## 10 市民及び事業者の取組促進

環境問題が、公害のように特定の工場や地域で発生する問題から、普通の社会経済活動による影響が大きくなってきたことから、市民や事業者の日常の取組やライフスタイルの変革が求められています。

そのため、市は、市民や事業者の自発的な取組を促進するための施策を講ずる必要があります。

### (1) 環境学習及び環境教育

- ① 市は、市民、事業者及び民間団体が自ら環境の保全と創造についての理解を深め、環境の保全と創造に資する活動を行う意欲が増進されるように、環境の保全と創造に関する教育、学習の振興及び広報活動の充実などに係る必要な措置を講ずること。
- ② 市民及び事業者などは、本条例の基本理念に基づき、みずから環境の保全と創造に関する学習に努めるとともに、市と協働して環境の保全と創造に関する知識の普及や行動の促進に努めること。

### (2) 市民活動

- ① 市は、市民、事業者及び民間団体が行う環境の保全と創造に資する自主的な活動が促進されるように必要な措置を講ずること。
- ② 市民及び事業者などは、その日常生活及び事業活動が環境の保全と密接に関係することにかんがみ、市と協働して地域における環境の保全のための活動に取り組むよう努めること。

#### (3) 環境情報の提供

- ① 市は、環境の保全と創造に資するため、本市の環境資源の状況、環境の保全と創造にむけた取組の現状や成果、その他関連する情報の収集及び提供に努めること。
- ② 事業者は、環境の保全と創造に資するため、製品の環境への負荷に係る情報及びその他の事業活動に伴う環境への負荷に係る情報を公開するよう努めること。
- ③ 市民及び市民団体などは、身の回りの環境資源の現状や自然環境の現状についての情報をできるだけ公開して、環境の保全と創造にむけた取組に資するよう努めること。

#### (4) 環境管理の普及

- ① 市は、環境の保全と創造のための施策の実施に当たり、その行政活動についての成果の点検、評価及び改善(以下「環境マネジメント」という。)を行えるよう必要な措置を講ずること。
- ② 市は、環境の保全と創造に資するため、事業者が自らその活動に係る環境マネジメントを行えるよう普及に努めること。
- ③ 事業者は、環境の保全と創造に資するため、自らその事業活動について、環境マネジメントを行えるよう努めること。

### 1 1 監視体制の整備

市は、環境の保全と創造に関する施策を実施するため、環境の状況などの把握に必要な監視、測定及び検査の体制の整備に努めるものとします。

### 1 2 環境審議会

今日の環境問題は、多面的な専門知識と広い視野に立った知見を求められています。そのため、市では環境に関する重要な施策を定めたり、計画の進捗管理を行ったりするにあたり、学識経験者や市民及び事業者の意見を求め、審議を行う必要があります。

したがって、市は、環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、川西市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く必要があります。

審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、答申します。

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) その他環境の保全と創造に関する重要事項

また、審議会は、必要に応じて、上記二項に関する事項を調査審議して市長に意見を述べることができます。審議会は専門部会をもつことができます。

### 1 3 推進及び調全体制の整備

市は、市民、事業者及び民間団体などとともに、地域環境の保全と創造並びに地球環境の保全に関して、相互の連携を深め、協働を推進するため、全市的な推進体制の整備など、必要な措置を講ずるものとします。

## 付帯事項

### 1 環境影響評価

東京都、名古屋市など最近制定された環境基本条例の中では、環境に影響を与える事業を行おうとするものに対して、事業が決まる段階を一步前にさかのぼって、どこに計画するかという計画段階からいろいろと選択肢を持って環境影響評価を行うように求める条項が定められています。兵庫県においても、環境影響評価審査会からこうした新しい環境アセスメントを採用すべきだという答申がなされています。

しかし、「環境影響評価」の条項を制定している他市においても、まだ十分な対応ができておらず、現段階では実効性を確保するのが困難な実情であります。

そこで、市としても、その体制や実効性など、検討すべき課題も多いことにかんがみ、今後とも検討を進めていく将来課題とするのが適切かと考えます。

### 2 周知徹底の必要性

環境の保全と創造への取組が真に効果をあげていくためには、市民や事業者の自発的・積極的な取組が欠かせないことから、市は、本条例や本条例に基づいて策定される環境基本計画などの施策を、広く市民や事業者にも周知徹底させるよう情報の公開、提供に積極的に取り組まれることを求めます。

## 川西市環境保全審議会の審議経過

平成15年6月26日

(1) 諮問：「新しい課題に適応した環境施策のあり方について」

(条例策定手法の検討、市民意見などの抽出、地区環境市民会議、庁内環境関連施策などアンケート)

平成17年2月18日

(1) 平成15年6月26日付け諮問事項「新しい課題に適応した環境施策のあり方について」にかかる審議

(市民各層の意見、アンケート集計)

平成17年9月16日

(1) 報告：アンケート調査による川西市の環境の現状把握と課題

(2) 報告：環境基本計画の位置づけについて

(3) 報告：同計画の環境の範囲について

(4) 議題：環境基本条例の審議

①今日の環境問題

②川西市の環境施策の動向

③基本条例の位置づけ及び基本的な項目について

平成17年10月13日

(1) 環境基本条例の審議について

平成17年10月28日

(1) 環境基本条例の審議について

平成17年11月16日

(1) 平成15年6月25日付、「新しい課題に適応した環境施策のあり方」の諮問のうち、環境基本条例のあり方に関する部分についての答申について

## 川西市環境保全審議会委員名簿

平成15年6月26日の諮問以降

委員氏名		公職等	区分	備考
会長	小泉 直子	兵庫医科大学教授	学識経験者	平成15年6月26日まで在任
会長	竹岡 敬温	大阪学院大学・大阪大学 名誉教授	学識経験者	平成16年2月27日から会長に 就任
副会長	和田 安彦	関西大学大学院工学部 教授	学識経験者	
	岡田 稔	滋賀大学講師	学識経験者	平成15年12月31日まで在任
	井口 弘	元兵庫医科大学教授	学識経験者	平成16年1月1日から就任 平成17年3月31日同大学退 職
	木下 修一	大阪大学大学院教授	学識経験者	平成16年1月1日から就任
	西田 薫	元京都大学教官	学識経験者	
	真砂 泰輔	関西学院大学名誉教授	学識経験者	
	石津 容子	前川西市廃棄物減量等推 進審議会委員	市民	
	小泉 明	川西市コミュニティ協議会 連合会理事	市民	
	河野 智子	川西市生活学校連合会 副会長	市民	平成17年5月30日まで同連合 会会長
	堀 洋二	川西市商工会副会長	市民	
	倉谷 八千子	川西市市議会議員	市議会議員	平成16年10月26日まで在任
	志水 隆司	川西市市議会議員	市議会議員	平成15年10月24日まで在任
	黒田 美智	川西市市議会議員	市議会議員	平成16年10月26日から就任
	北上 哲仁	川西市市議会議員	市議会議員	平成15年10月24日から就任
	富士原 真人	兵庫県健康生活部環境局 環境政策課長	関係行政職員	平成16年3月31日まで在任
	大西 徹	兵庫県健康生活部環境局 環境政策課長	関係行政職員	平成16年4月1日から平成17 年3月31日まで在任
	小堀 豊	兵庫県阪神北県民局県民 生活部参事(環境担当)	関係行政職員	平成17年4月1日から就任
	畑尾 卓郎	川西市助役	市職員	

## 川西市環境基本条例

## 目次

## 前文

## 第1章 総則（第1条－第6条）

## 第2章 環境の保全と創造に関する基本方針等（第7条－第10条）

## 第3章 環境の保全と創造に関する施策等（第11条－第21条）

## 第4章 環境審議会（第22条）

## 付則

私たちのまち川西市は、猪名川や一庫大路次川の清流と多様な生き物の生息する豊かな自然に囲まれた歴史と伝統のあるまちです。古くは弥生時代にさかのぼる歴史を有し、中世には清和源氏が興隆し、江戸時代には里山から逸品の一庫炭が全国に出荷され、今日では緑豊かな住宅都市として、また、都市近郊農業地として発展しています。

しかし、高度経済成長期に入り、生活を取り巻く環境が大きく変容しました。そして、生活環境の変遷に対しては、様々な取組がなされ、その改善と整備に努めてきました。

また、近年になって、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済活動に伴うライフスタイルの変容が地球温暖化などの新たな環境問題をもたらし、人類の生存環境を脅かす問題として注目されることとなりました。

今こそ、私たちは、市、市民及び事業者が共に英知と総力を結集し、先人たちが伝えてきた里山・猪名川水系を中心とする多様な生物のすむ自然環境を再生し、生活環境をはぐくみ、人々が豊かさを実感し、快適な都市生活を享受できる市民中心の環境共生都市を創出していかなければなりません。

ここに、すべての市民の参画と協働により、恵まれた川西市固有の自然と歴史的・文化的風土をいかし、より環境負荷の少ない、循環を基調とした人と自然が共生した発展が可能なまちを創出し、将来の世代へと引き継いでいくため、この条例を制定します。

## 第1章 総則

## (目的)

第1条 この条例は、環境の保全と創造について、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全と創造に関する施策の基本的事項を定め、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、現在及び将来にわたって市民が健康で文化的な生活を営むことのできる良好な環境を確保し、地球環境の保全に貢献することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 環境の保全と創造 より環境への負荷の少ない循環を基調とした人と自然が共生する持続的発展が可能なまちづくりを目指し、健全で豊かな環境の保全と潤いのある快適な環境を回復及び再生していくことをいう。
- (3) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (4) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化するを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。
- (5) 地域環境 尼崎市、伊丹市、宝塚市及び猪名川町並びに大阪府下の市町など猪名川水系に係る広範な地域の環境であって、これらの地域の歴史、自然、文化、経済、交流などの背景を含むものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全と創造は、次に掲げる基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、推進するものとする。

- (1) 市、市民及び事業者のすべてが参画と協働のもとに取り組むこと。
- (2) 猪名川や市の北部山間地域を含む多様な生態系及び自然環境に配慮し、人と自然との共生を図ること。

- (3) すべての市民が健康で文化的な生活を営むことのできる静かで、やさしく、暮らしやすい良好な生活環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくこと。
- (4) 地域における歴史的かつ文化的な環境の保全に配慮し、将来の世代へ継承していくこと。
- (5) 環境資源の適正な管理及び循環的な利用を図ることにより、環境への負荷の少ない持続的に発展することが可能な社会の実現を目指し、地球環境の保全に貢献すること。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、環境の保全と創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施するものとする。

- 2 市は、基本理念にのっとり、自ら行う事業の実施に当たっては、環境の保全と創造に配慮するとともに、環境への負荷の低減に努めるものとする。
- 3 市は、基本理念にのっとり、環境の保全と創造に関する施策を推進するため、必要な体制を整備するものとする。
- 4 市は、基本理念にのっとり、環境の保全と創造に係る広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体と協力して、その施策の推進に努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めるものとする。

- 2 市民は、基本理念にのっとり、廃棄物の減量化を進めるとともに、資源、エネルギー等の有効利用を図ることにより、環境への負荷の低減に努めるものとする。
- 3 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全と創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全と創造に関する施策に積極的に参画し、協力するよう努めるものとする。
- 4 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活が地球環境の保全と密接に関係することを認識し、市民相互、市及び事業者と協働して地球環境の保全のための活動に取り組むよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴う公害の防止、環境への負荷の低減その他の環境の保全と創造に資するため必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、廃棄物の発生の抑制等を進めるとともに、資源、エネルギー等の有効利用を図ることにより、環境への負荷の低減に努めるものとする。

- 3 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、市が実施する環境の保全と創造に関する施策に積極的に参画し、協力するよう努めるものとする。
- 4 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動が地球環境の保全と密接に関係することを認識し、市及び市民と協働して地球環境の保全のための活動に取り組むよう努めるものとする。

## 第2章 環境の保全と創造に関する基本方針等

### (基本方針等)

第7条 市は、基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づいて、環境の保全と創造に関する施策を策定し、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 公害を防止し、大気、水、土壌等を良好な状態に保持することにより、良好な生活環境を保全すること。
- (2) 河川、森林等の自然環境を適正に保全し、人と自然との共生を図ること。
- (3) 地域の特性をいかした良好な都市景観を形成し、歴史的文化的遺産の保全及び活用等により、快適な都市環境を創造すること。
- (4) 廃棄物の発生及びエネルギーの消費を抑制し、環境の保全と創造を図ることにより、地球環境の保全をすること。

2 市は、環境の保全と創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、市民及び事業者の日常的な環境の保全への努力が不可欠であることを認識して、広く市民及び事業者の参画を求め、協力体制のもとに行うものとする。

### (環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全と創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。

2 環境基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 環境の保全と創造に関する目標及び施策の大綱
- (2) 市、市民及び事業者が健康で豊かな環境の保全と創造のために行動する上において配慮すべき指針（以下「環境配慮指針」という。）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民、事業者又はこれらの者の組織する団体（以下「市民等」という。）の意見を反映することができるよう必要な措置を

講ずるものとする。

4 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、第22条に規定する川西市環境審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴くものとする。

5 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表するものとする。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（年次報告）

第9条 市長は、環境基本計画の適正な進行管理を図るため、市域の環境の現状及び環境の保全と創造に関する施策の実施状況を取りまとめた年次報告書を作成し、これを審議会に報告するとともに、公表するものとする。

2 市長は、前項の年次報告について、市民等の意見を聴く機会を設けるよう努めるものとする。

（環境基本計画と他の施策との整合）

第10条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

### 第3章 環境の保全と創造に関する施策等

（環境配慮指針への適合）

第11条 市は、自らその行政活動を環境基本計画に定める環境配慮指針に適合させるものとする。

2 市民及び事業者は、その社会経済活動のあり方、生活様式のあり方等を環境基本計画に定める環境配慮指針に適合させるよう努めるものとする。

（規制の措置等）

第12条 市は、環境の保全と創造を図るため必要があると認めるときは、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 市長は、環境の保全と創造を図るため必要があると認めるときは、利害関係者と協議し、及び指導又は助言をすることができる。

（経済的措置等）

第13条 市は、市民等が自ら行う環境への負荷の低減その他の環境の保全と創造に資する活動を促進するため必要があると認めるときは、経済的な助成を行うために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、環境の保全上の支障を防止するため、市民又は事業者に係る適正で公平な経済的負担の措置について、調査及び研究を行い、特に必要があると認めるときは、その措

置を講ずるよう努めるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用促進)

第14条 市は、廃棄物の減量、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるよう、自ら行動するとともにそのための必要な措置を講ずるものとする。

2 市民及び事業者は、廃棄物の減量、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるよう、自ら行動するとともに市が行う必要な措置に協力するものとする。

(環境教育等)

第15条 市は、市民等が環境の保全と創造についての理解を深め、環境の保全と創造に資する活動を行う意欲が増進されるよう、環境の保全と創造に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実等に係る必要な措置を講ずるものとする。

2 市民等は、基本理念にのっとり、自ら環境の保全と創造に関する学習に努めるとともに、市と協力して環境の保全と創造に関する知識の普及及び行動の促進に努めるものとする。

(自発的な活動の促進)

第16条 市は、市民等による自発的な環境の保全と創造に資する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市民及び事業者は、その日常生活及び事業活動が環境の保全と密接に関係することにかんがみ、市と協働して地域における環境の保全のための活動に取り組むよう努めるものとする。

(情報の収集及び提供)

第17条 市は、環境の保全と創造に資するため、本市の環境資源の状況、環境の保全と創造に向けた取組の現状や成果その他関連する情報の収集及び提供に努めるものとする。

2 事業者は、環境の保全と創造に資するため、製品の環境への負荷に係る情報その他の事業活動に伴う環境への負荷に係る情報を公開するよう努めるものとする。

3 市民等は、身の回りの環境資源の現状や自然環境の現状についての情報をできる限り公開して、環境の保全と創造に向けた取組に資するよう努めるものとする。

(環境管理の普及)

第18条 市は、環境の保全と創造に関する施策を実施するに当たっては、自らその活動についての成果の点検、評価及び改善（以下「環境マネジメント」という。）を行える

よう必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境の保全と創造に資するため、市民及び事業者が自らその活動に係る環境マネジメントを行えるよう普及に努めるものとする。

3 市民及び事業者は、環境の保全と創造に資するため、自らその活動について、環境マネジメントを行えるよう努めるものとする。

(監視体制の整備)

第19条 市は、環境の保全と創造に関する施策を実施するため、環境の状況の把握に必要な監視、測定及び検査の体制の整備に努めるものとする。

(財政上の措置)

第20条 市は、環境の保全と創造に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第21条 市は、市民等が地域環境の保全と創造及び地球環境の保全に関して、相互の連携を深め、共同した行動等を推進するため、全市的な推進体制の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

#### 第4章 環境審議会

(環境審議会)

第22条 市は、環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、審議会を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全と創造に関する重要事項

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員20人以内で組織する。

5 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験者

(2) 市民又は関係団体の代表者

(3) 市議会議員

(4) 関係行政機関の職員

(5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 7 委員は、再任されることができる。
- 8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## 付 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、平成18年7月1日から施行する。  
(川西市環境保全条例の一部改正)
- 2 川西市環境保全条例（昭和48年川西市条例第49号）の一部を次のように改正する。  
目次中「第4章 環境保全審議会（第58条・第59条）」を「第4章 削除」に改める。

第4章を次のように改める。

### 第4章 削除

#### 第58条及び第59条 削除

(川西市環境保全条例の一部改正に伴う経過措置)

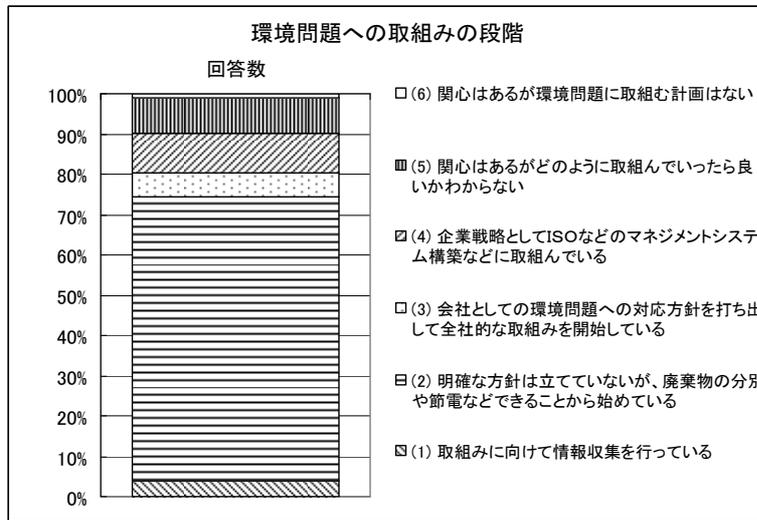
- 3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、前項の規定による改正前の川西市環境保全条例第58条の規定により設置された川西市環境保全審議会（以下「旧審議会」という。）に対しなされた諮問は、施行日において第22条第2項の規定により審議会になされたものとみなす。
- 4 この条例の施行の際現に旧審議会の委員である者は、施行日に、審議会の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、施行日における旧審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

# 川西市環境問題に関する事業者意識調査概要

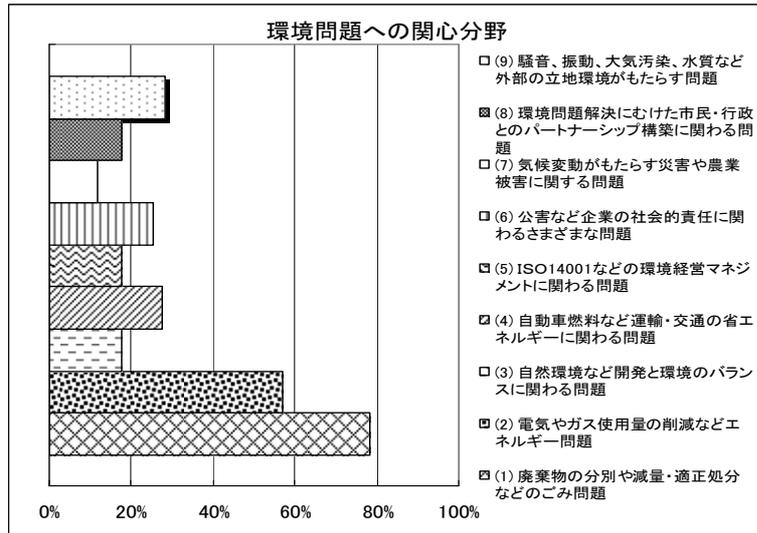
平成17年5月実施

発送数 200通 回収数 105通 有効回答数 104通 (有効回収率52%)

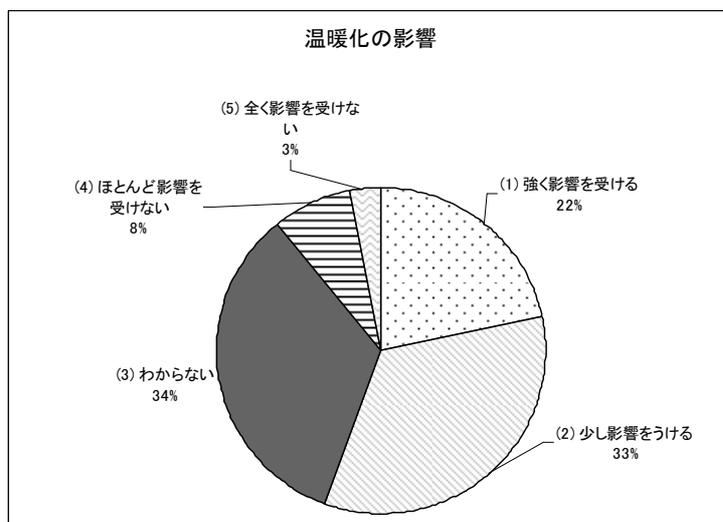
● 環境問題への関心については、「非常に関心がある」、「ある程度関心がある」をあわせて、93.2%の事業者が環境問題に対する関心を有していました。



● 環境問題への取組みの状況については、「明確な方針は立てていないが、廃棄物の分別や節電などできることから始めている」70.3%で最も多く、「(4) 企業戦略としてISOなどのマネジメントシステム構築などに取組んでいる」9.9%、「関心はあるがどのように取組んでいったら良いかわからない」8.9%、「会社としての環境問題への対応方針を打ち出して全社的な取組みを開始している」5.9%となっていました。

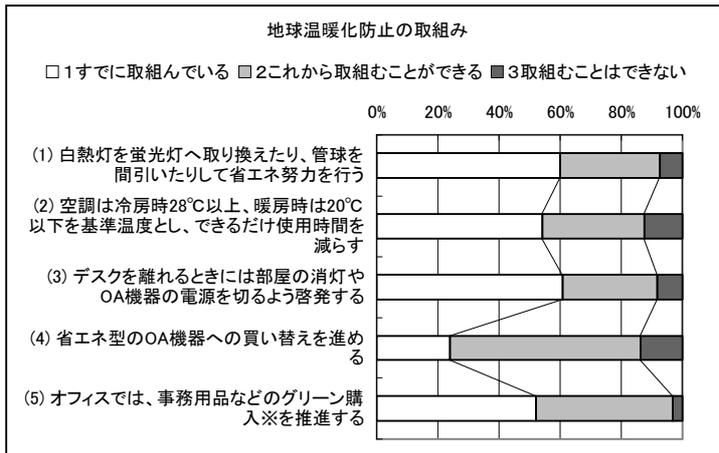


● 経営に関係する環境問題については、「廃棄物の分別や減量・適正処分などのごみ問題」が78.4%と最も多く、「電気やガス使用量の削減などエネルギー問題」56.9%、「騒音、振動、大気汚染、水質など外部の立地環境がもたらす問題」28.4%、「自動車燃料など運輸・交通の省エネルギーに関わる問題」27.5%、「公害など企業の社会的責任に関わるさまざまな問題」25.5%などの順になっていました。



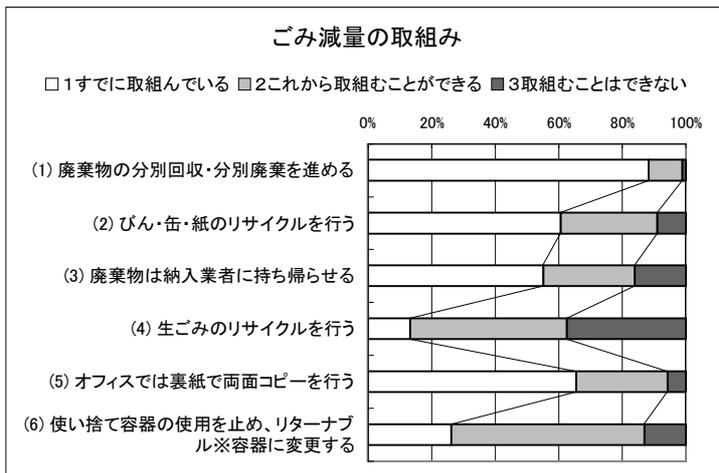
● 自社の企業活動への地球温暖化の影響については、「わからない」が34%、「少し影響を受ける」33%、「強く影響を受ける」22%、「ほとんど影響を受けない」8%、「全く影響を受けない」3%でした。

影響を受けると考えている事業所は55%、影響を受けないと考えている事業所は11%でした



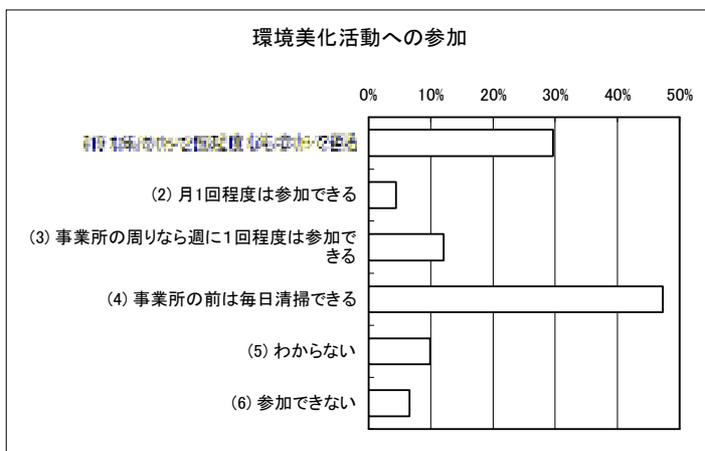
グリーン購入を推進する」52.1%と半数以上の事業所で取組まれていました。費用の伴う機器の買い換えなども23.9%が取組んでいました。

● 事業所で行うことのできる地球温暖化防止活動について、「デスクを離れるときには部屋の消灯やOA機器の電源を切るよう啓発する」60.8%、「白熱灯を蛍光灯へ取り換えたり、管球を間引いたりして省エネ努力を行う」60.0%、「空調は冷房時28℃以上、暖房時は20℃以下を基準温度とし、できるだけ使用時間を減らす」54.2%、「オフィスでは、事務用品などの



る」は26.2%と取組みの難しいことがわかりました。

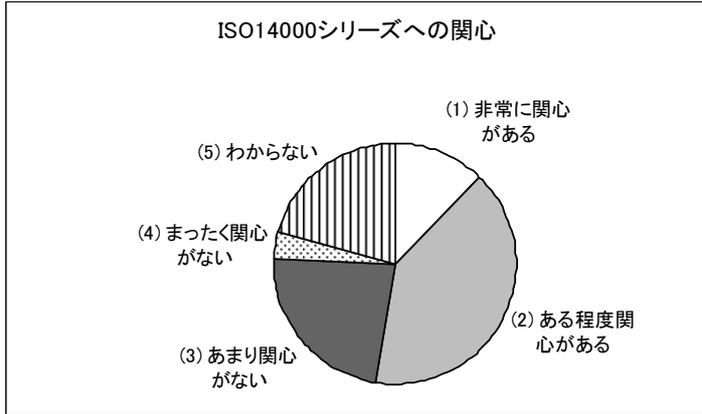
● ごみ減量の取組みでは、「廃棄物の分別回収・分別廃棄を進める」88.3%、「オフィスでは裏紙で両面コピーを行う」65.5%、「びん・缶・紙のリサイクルを行う」60.7%、「廃棄物は納入業者に持ち帰らせる」55.2%の順に多くの事業所で取組まれていました。これにたいして、「生ごみのリサイクルを行う」は13.3%、「使い捨て容器の使用を止め、リターナブル容器に変更する



回答をしていました。

● 環境美化活動への参加については、「事業所の前は毎日清掃できる」47.3%と最も多く、「年に1～2回程度なら参加できる」29.2%、「事業所の周りなら週に1回程度は参加できる」12.1%、「月に1回程度は参加できる」4.4%でした。「参加できない」は6.6%、「わからない」は9.9%でした。

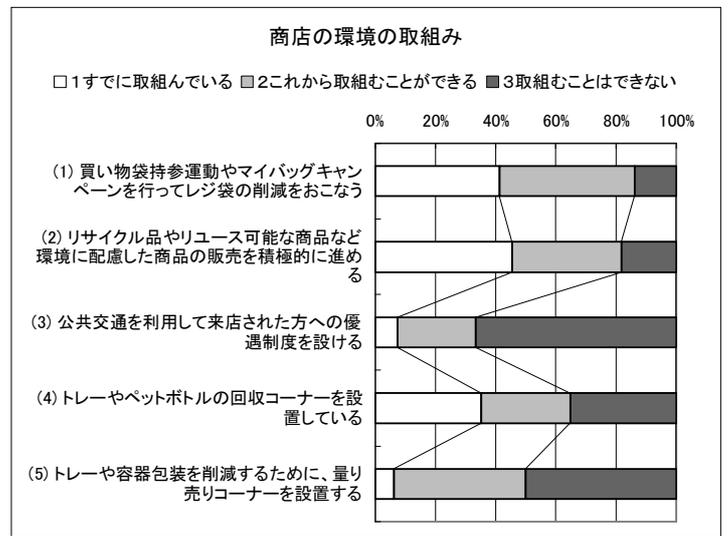
月1回以上参加できる事業所は併せて63.8%と多くの事業所が美化活動に協力的な



● ISO14000シリーズへは併せて52.4%が「関心がある」と回答しており、すでに取得した事業所も11事業所、取得準備中も5社ありました。

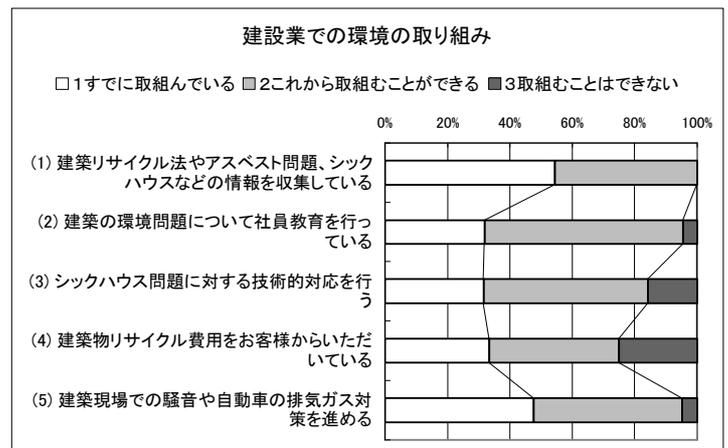
### 【商店】

商店の環境への取組みは、「リサイクル品やリユース可能な商品など環境に配慮した商品の販売を積極的に進める」45.5%、「買い物袋持参運動やマイバッグキャンペーンを行ってレジ袋の削減をおこなう」41.4%、「トレーやペットボトルの回収コーナーを設置している」35.3%などでした。「公共交通を利用して来店された方への優遇制度を設ける」は2事業所で、「トレーや容器包装を削減するために、量り売りコーナーを設置する」は1事業所で取組まれていました。



### 【建設系の事業所】

建設業での環境への取組みでは、「建築リサイクル法やアスベスト問題、シックハウスなどの情報を収集している」54.5%と情報収集が最も多く、「建築現場での騒音や自動車の排気ガス対策を進める」47.6%、「建築物リサイクル費用をお客様からいただいている」33.3%、「建築の環境問題について社員教育を行っている」31.8%、「シックハウス問題に対する技術的対応を行う」31.6%となっていました。



建設リサイクル法で、施主のリサイクル費用負担が義務づけられているのですが、なかなかお客様に負担を申し入れにくい現況が伺われます。

F1 業種 番号を選んで○をつけてください

業種	回答数
(1) 建設業	14
(2) 食料品・飲料製造業	3
(3) 木材・木製品・家具製造業	1
(4) 衣服・その他繊維製造業	3
(5) 出版・印刷物など製造業	0
(6) 金属製品製造業	4
(7) 電気機会機具など製造業	3
(8) 一般機械機具製造業	2
(9) その他の製造業	14
(10) 電気・ガス・熱供給・水道業	5

(11) 運輸・通信業	2
(12) 卸業	5
(13) 小売業	17
(14) 飲食店	3
(15) 金融・保険業	0
(16) 不動産業	1
(17) その他サービス業	17
(18) その他	6
合計	100

F3 従業員数

業種	回答数
(1) 10人未満	27
(2) 10～29人	13
(3) 30～49人	11
(4) 50～99人	8
(5) 100～299人	5
(6) 300人以上	6

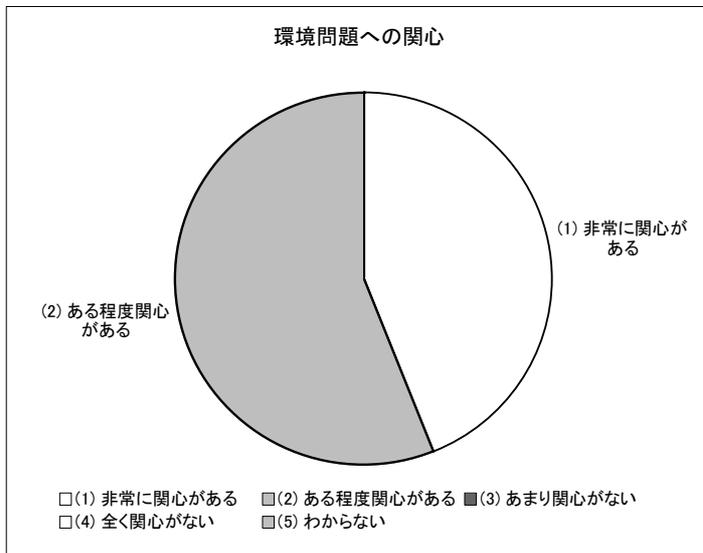
F4 本社・本店の所在地

業種	回答数
(1) 川西市	87
(2) 川西市以外	11

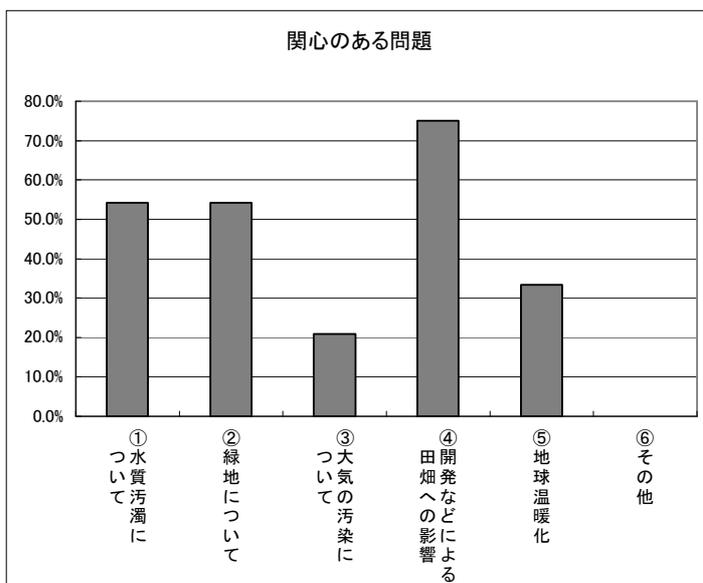
# 環境基本条例・環境基本計画策定にむけた農家アンケート調査概要

平成17年6月実施

発送数30通 回収数 25通 (回収率81%)



●農業を進めていくなかで、環境問題への関心については、「非常に関心がある」が44.0%、「ある程度関心がある」が56.0%と全員が「関心がある」と回答していました。



●関心のある問題としては、「開発などによる田畑への影響」が最も多く、ついで「水質汚濁について」「緑地について」が54.2%、「地球温暖化」33.3%、「大気汚染について」20.8%となっていました。

●農業の多面的機能については、「言葉を聞いたことがある」64.0%、「意味・内容を知っている」24.0%と9割近くが知っていました。

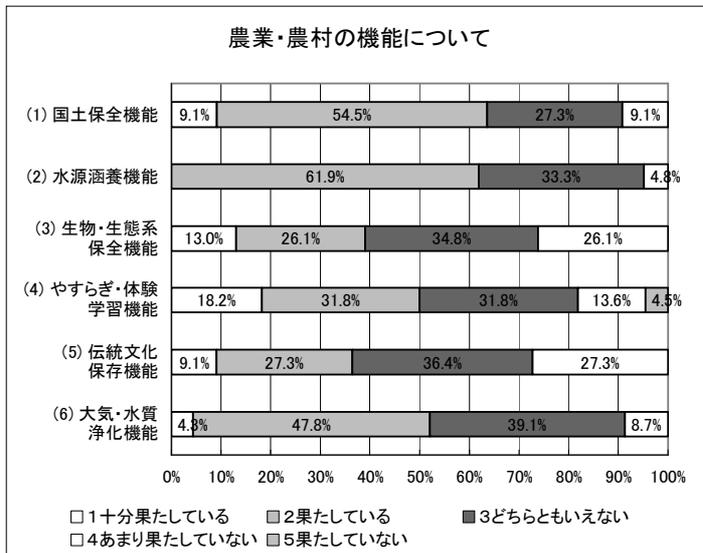
表 農業の多面的機能について

項目	回答率
(1) 意味・内容を知っている	24.0%
(2) 言葉を聞いたことがある	64.0%
(3) 知らない	8.0%
(4) その他	4.0%
合計	100.0%

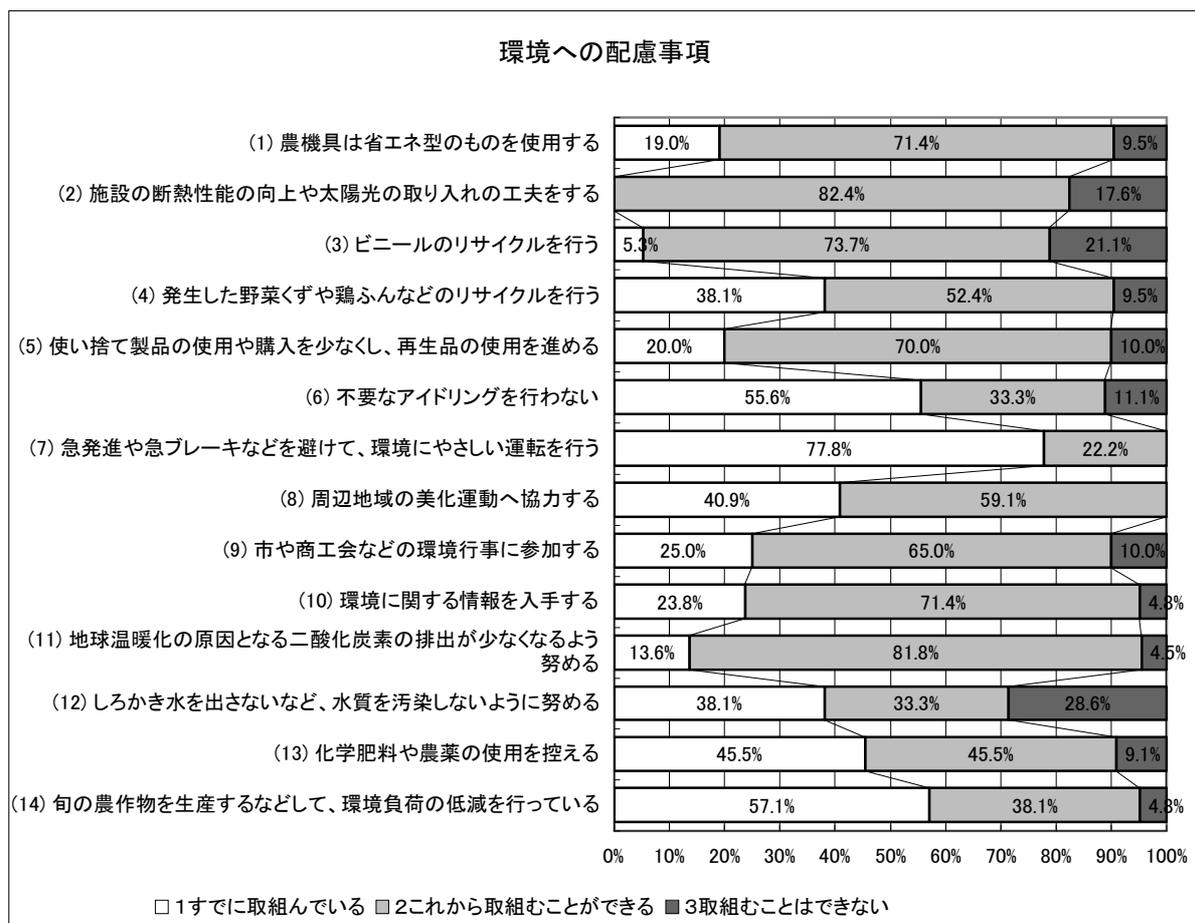
表 農業・農地の経営保全について

項目	回答率
(1) ぜひとも残していきたい	37.5%
(2) できれば残していきたい	62.5%
(3) 残す必要はない	0.0%
(4) 特に興味がない	0.0%
(5) その他	0.0%
合計	100.0%

- 農業・農地の経営保全について、「できれば残していきたい」62.5%、「ぜひとも残していきたい」37.5%と、全員が「残していきたい」と回答していました。



- 農業・農村の多面的機能として、「十分果たしている」「果たしている」と肯定的にとらえる率が高い事項は、「国土保全機能」で併せて63.6%、ついで「水源涵養機能」61.9%、「大気・水質浄化機能」52.1%、「やすらぎ・体験学習機能」が併せて50%、「生物・生態系保全機能」49.1%、「伝統文化保存機能」36.1%の順になっていました。



- 農家での環境への配慮事項でよく取組まれているものは、「急発進や急ブレーキなどを避けて、環境にやさしい運転を行う」77.8%、「旬の農作物を生産するなどして、環境負荷の低減を行っている」57.1%、「不要

なアイドリングを行わない」55.5%などでした。

これから取り組むことができると回答しているものは、「施設の断熱性能の向上や太陽光の取り入れの工夫を行う」82.4%、「地球温暖化の原因となっている二酸化炭素の排出が少なくなるよう努める」81.8%、「ビニールのリサイクルを行う」73.4%、「農機具は省エネ型のものを使用する」71.4%、「環境に関する情報を入手する」71.4%、「使い捨て商品の使用や購入を少なくし、再生品の使用を進める」70%、「市や商工会などの環境行事に参加する」65%などでした。

反対に難しく取り組むことはできないという回答の多いものは、「しろかき水を出さないなど、水質を汚染しないように努める」28.6%、「ビニールのリサイクルを行う」21.1%、「施設の断熱性能の向上や太陽光の取り入れの工夫を行う」17.6%などでした。

● 農業生産上困っている環境問題として、廃棄物の処理と水系の汚染があげられています。

問5(自由記述)	分類
天候不変	気候不順
小規模農業者(兼業農家)の後継者不足による、環境問題に与える影響。充分関心と知識を持ちつつも、実施したくてもできない現状が問題(例:除草剤の使用、化学肥料に頼る等)	後継者問題
田畑が住宅に接近し、作業時間に制約を受ける。	作業環境の変化
山の住宅開発によるため池の水質悪化	水質の汚染
将来の水利組合員の減少による、水路の維持管理への不安。	水路の維持管理
河川に生ゴミ・資材・寝具・その他は捨てないでほしい。	水路の汚染
水路へのゴミ捨て、汚水(洗剤・油等)の垂れ流し。	水路や水質の汚染
農業用水路に生活排水が入ってくるところがある。また、家庭で使用済みの耐久消費財(テレビ・プラスチック製品等)が不法投棄される。道路に近接する田んぼに飲料水の缶やペットボトルが投棄される。	水路の汚染、不法投棄やポイ捨て
里山は地域外の所有者が多く、地元の人が買い戻した場合、保有税が課せられるので持ち堪えられない。保有税の撤廃が必要だ。	税制度
鹿・カラス・猿等が増える。	鳥獣害
野焼き。毎月、日を決めて市の方で不要材焼却物の集荷や持ち帰りをお願いしたい。	農業廃棄物の処理
とうもろこしの茎や葉を焼却しようとするも、民家が近くにあり焼却きでない。	農業廃棄物の処理
農業廃棄物処理	農業廃棄物の処理
不要になったビニールやプラスチック製品を無料で処理してほしい。	農業廃棄物の処理
有機野菜の認定基準が不明。	品質基準制度の問題

● 実施している環境を良くするための取り組み

問6(自由記述)	キーワード
生産組合、水利組合、森林研究会	組織活動
①農薬をできるだけ使用しない(青虫など手でとる)。②肥料は可能な限り有機を使用(野菜くず・雑草・おが屑・油かす・米ぬか・鶏糞等と混合して、少しですが自家生産に努める)。	有機農業, 省農薬農業
小学生に学童水田を提供して、毎年田植えと稲刈りの指導をしているが、水田が果す生物・生態系の関係や重要性を教えている。昔の農業が環境に良いことは子供たちも理解している。	農業体験学習
植林	植林
農業を続けていくこと、それ自身が環境を守ることだと思う。	農業は環境産業
農業水路清掃は毎年実施しております。また、ため池(農業用)の清掃も実施したいと思えます。	水路やため池の清掃
高齢化・後継者不足のため、取組んでいない(農地として維持するのが精一杯である)。	農地の維持が精一杯

● 環境に配慮した農業を進めていくための課題

問7(自由記述)
荒地や雑草を管理することにより、害虫や農薬の使用を減らせる。
①緑はきれいな空気の宝庫です。都市近郊であっても、できる限り緑の面積を増やすことです。②水の浄化の良い方法？(猪名川にはダムの為か、鮎も棲まなくなっている)。
環境に配慮した農業が採算性があるかどうかである。ハウス栽培や合理的な農業は総て環境破壊になる。地球規模で考える問題でしょう。
紙を糸にして編んだ綱とか、自然と溶けるような物を作る。
農業用ため池(現在多目的あり)または、水路等の管理について実施をと思っています。
①国や政府の農業政策として、生産物に対する補助とともに、環境に与える農地の保全に対して補助を行うべき。②安易な開発・小規模虫食いの開発は認めるべきではない。③農地の信託制度のようなものを作り、農地として保全すべきである(農地法の改革)。④ボランティア・NPO法人等による農業参画。
将来、食料不足になる時世が来ると思いますが、農地の宅地化等、農地が少しずつ減少しているが、このままで良いのかと考えることがあります。

F1 生産作物 全25農家中

生産作物	農家数
1.米	19
2.野菜	23
4.大豆	3
5.果樹	9
6.花卉	2
7.植木	3
11.椎茸等	1

F2 農業には何人が携わっていますか。

1.2人以下	19
2.3-4人	5
3.5人以上	0
4.その他	0

# 環境基本計画に望むもの

川西市環境活動グループアンケート調査 平成17年6月実施

<b>1 対象</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・市内環境活動グループ19団体に送付 10件回答（回収率53%）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・自然観察会、ガイドブック作成</li><li>・里山保全活動</li></ul>
<b>2 回答グループの主な活動目的と活動例</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ゴミ減量・資源循環 2団体 バザー、啓発活動、リユースびん回収実験</li><li>・消費者保護 3団体 買い物袋持参運動、石けん使用促進、</li><li>・自然環境保全 3団体 自然観察会、ゴミ拾い、里山保全活動</li><li>・地球環境問題 2団体 太陽光発電推進、講演会・セミナー</li></ul>	<b>6 活動の課題</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・地域や行政機関の無理解や非協力的な壁</li><li>・資金や活動を行う人材の不足</li><li>・活動時間の不足</li><li>・話し合いの場がほしい</li></ul>
<b>3 参加者・活動頻度</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・グループの構成員は5名から180名と多様（団体会員を含むものもある）</li><li>・活動頻度は年に3回程度のグループから月5、6回のグループまで多様</li></ul>	<b>7 川西の環境の優れている点</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・自然が近く、猪名川が縦断し水辺が近い</li><li>・自然環境を守り続けている生産者がいること</li><li>・山と水のある風景</li><li>・住宅地のすぐそばに自然が残されていること</li><li>・さまざまな生き物が生息していること</li><li>・里山、社寺林が残されていること</li></ul>
<b>4 他団体からの支援・連携の現状</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・10団体中8団体が他の団体から支援を受けたり、連携したりしながら活動</li><li>・連携を行っている団体は県や広域的な活動を行っている団体や地域の自治会など</li><li>・情報交換や協働でのイベントの開催、啓発活動などを実施</li></ul>	<b>8 優れた川西の環境を守るために必要なこと</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・住民の積極的な取り組みが必要だから住民への啓発を</li><li>・行政が開発をやめること</li><li>・里山の手入れを行うことのできるシステムをつくること</li><li>・川を汚さないこと、山を保全すること</li><li>・猪名川や里山など現地で学ぶ企画が必要</li><li>・生活スタイルを変えていくよう意識改革を行うこと</li><li>・市のホームページに環境のページをつくること</li><li>・猪名川で河川公園を整備し地元で管理を委託すること</li></ul>
<b>5 他のグループと連携して行えること</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・リサイクルやリユースバザー</li><li>・映画上映やイベントなどの啓発活動</li><li>・情報交換</li><li>・清掃活動（河川の掃除、ごみ拾い）や里山ハイキング</li></ul>	

## 9 川西の環境を守るために今行っていること

- ・ ゴミ減量や環境保護のキャンペーン活動
- ・ 自然観察や調査、ゴミ拾いハイキング
- ・ 会報「こげらだより」の発行
- ・ ミニ里山整備活動
- ・ ゴミ処理場や第二名神建設反対運動
- ・ 石けん利用促進
- ・ フリーマーケットなどの開催
- ・ リユースびん回収運動
- ・ 講演会やセミナーの開催
- ・ 自動車にはなるべく乗らないようにする
- ・ 水を汚さないよう啓発を行っている
- ・ 市域の生態調査と冊子の発行

### 10 良好な環境を後世に伝えるために必要な配慮

- ・ 行政のリードでの教育や啓発により住民の意識を高める
- ・ 里山管理の技術の継承
- ・ 環境の経年変化をわかりやすく伝える
- ・ 多様な生き物が住める山、魚が泳ぐ川を残す
- ・ ミニ開発の規制など、まちづくりの中に猪名川、里山を位置づける
- ・ 地産地消の生活
- ・ 子どもたちに川西の環境を学ばせる
- ・ 環境に配慮した生活をするように家庭教育を行う

### 11 市民で取り組んでいくこと

- ・ 家庭でできること-①排水への配慮②ごみ減量③プラスチックや缶のリサイクル④紙パック・ペットボトル製品の使用を減らす⑤河川や公園・道路の清掃の実践⑥環境ボランティアへの協力⑦公共交通機関の利用
- ・ 里山の持ち主と協力したい

- ・ ゴミ減量、マイカー自粛
- ・ ゴミ減量の5R生活を行う
- ・ ゴミの出ない買い物。ゴミの持ち帰り。節水。河川水質に気を配る。ポイ捨てをやめる。子どもの見守り
- ・ 便利さを追いかけてきた生活を見直す
- ・ 遊休農地を貸して生産を行う
- ・ 仮称「猪名川の日」を設けて市内河川の一斉清掃を行う

### 12 行政が取り組むこと

- ・ デポジット制度の検討。環境活動市民団体への優遇・協力
- ・ 公共交通機関利用促進のための魅力づくり
- ・ 自然を守るため相続面での工夫
- ・ 農業を活かしたまちづくり
- ・ 公共行事での使い捨て容器使用をなくす
- ・ 学校給食で地元の作物・お米を使う
- ・ 分別収集をもっと徹底化する
- ・ 独自の条例で美しいまちをめざす
- ・ 市民と一緒に水質調査や観察会を行う
- ・ 商工会などとともに猪名川のクリーンアップ作戦を行う

### 13 市民活動への支援

- ・ 広報への協力。助成金制度。活動場所の確保
- ・ 市民活動の橋渡し
- ・ 財政的支援、活動拠点、機器の利用・貸し出し
- ・ 環境重視のまちづくりをしようという行政の姿勢
- ・ 市役所内部での連携・協働を進めること

### 14 その他

- ・ ①本当に環境を良くしたいならば行動で示してほしい
- ・ 市職員に積極的な時代の風を読む感

---

性の磨きを望みます

- ・ なんとか残してほしいもの①加茂のヒメボタル②石道のヘイケボタル③一庫ダム北側のヒメボタル④川西最後の清流芋生川⑤柳谷、芋生、若宮、東多田、赤松、山原、一庫、笹部の棚田
- ・ 学校教育の中で環境教育や地域活動についての学習を取り入れる
- ・ 同じテーブルにつき市民・企業・行政がお互いに自分のできることを出し合い、問題解決を図る話し合いができる場がほしい。

## 環境審議会委員名簿

平成15年6月26日の諮問以降

委員氏名		公職等	区分	備考
会長	小泉直子	兵庫医科大学教授	学識経験者	平成15年6月26日まで在任
会長	竹岡敬温	大阪大学名誉教授 大阪学院大学経済学部教授	学識経験者	平成16年2月27日から会長就任
副会長	和田安彦	関西大学大学院工学部教授	学識経験者	
	岡田稔	滋賀大学講師	学識経験者	平成15年12月31日まで在任
	井口弘	元兵庫医科大学教授	学識経験者	平成16年1月1日から就任
	木下修一	大阪大学大学院教授	学識経験者	平成16年1月1日から就任
	西田薫	元京都大学教官	学識経験者	
	真砂泰輔	関西学院大学名誉教授	学識経験者	
	石津容子	前川西市廃棄物減量等推進審議会委員	市民	
	小泉明	川西市コミュニティ協議会連合会理事	市民	平成17年12月31日まで在任
	松田元	川西市コミュニティ協議会連合会理事	市民	平成18年1月1日から平成18年6月4日まで在任
	石井研二	川西市コミュニティ協議会連合会理事	市民	平成18年6月5日から就任
	河野智子	川西市生活学校連合会副会長	市民	
	堀洋二	川西市商工会副会長	市民	
	倉谷八千子	川西市議会議員	市議会議員	平成16年10月26日まで在任
	志水隆司	川西市議会議員	市議会議員	平成15年10月24日まで在任
	黒田美智	川西市議会議員	市議会議員	平成16年10月26日から平成18年10月27日まで在任
	北上哲仁	川西市議会議員	市議会議員	平成15年10月24日から平成18年10月27日まで在任
	宮坂満貴子	川西市議会議員	市議会議員	平成18年11月9日から就任
	小山敏明	川西市議会議員	市議会議員	平成18年11月9日から就任
	大西徹	兵庫県健康生活部環境局環境政策課長	関係行政職員	平成16年4月1日から平成17年3月31日まで在任
	小堀豊	兵庫県阪神北県民局県民生活部参事(環境担当)	関係行政職員	平成17年4月1日から就任
	畑尾卓郎	川西市助役	市職員	平成18年12月25日まで在任
	水田賢一	川西市助役	市職員	平成18年12月26日から就任

平成 19 年（2007 年）4 月

---

川 西 市 環 境 基 本 計 画

川 西 市  
〒666-8501 兵庫県川西市中央町 12 番 1 号  
TEL : 0 7 2 - 7 4 0 - 1 1 1 1 ( 代 )

---

※再生紙を使用しています